

どもいたしましては、納税環境の整備の一環として、今回除斥期間を延長すること、それからその延長された除斥期間に対応いたしまして、時効制度についての手直しを行いますこと、それから罰則の整備を図りますこと、この三点を主要の内容とする法案をつくりまして御審議を仰いでおる、こういう次第でございます。

○佐藤(観)委員 確かに三十六年当時から見ますと、国民の方の意識も、脱税というものに対する批判というものは恐らく強くなつたのだろうと思ふのであります。ただ、これがことし急に大きくなつたのかということになりますと、何もことだけではなくて、ある意味ではもつと前から少なくも脱税というものに対する国民の怒りというものはあったのではないだろうか。それがいわば今日までそのことが放置されてきた。その原因といふのは何なんだろうか、このことがちよとわからぬのであります。重ねて、その点だけで結構でござりますから、お答えをいただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 昭和三十六年に答申がございました

あると思いますが、国税のいわゆる実課率と申しますのは、所得税でたしか二割、法人税で四割くらいあつたと思います。現在は法人税で一割、所得税で五%程度かというふうに承知しておりますが、そういうことも一つ税務の執行が非常にむずかしくなつてしまつた、納税者の数がふえてますのが、そういうのも一つ税務の執行が非常にむずかしくなつてしまつたということ。それから大部分の方、これはもちろん申すまでもなく非常に正確に所得を計算をして申告していただいているわけですが、そうでない方々につきましては、脱税のやり方というものが非常に複雑化している。それは経済取引そのものが非常に大規模化する、複雑化するということの反映でもございます。また広域化してまいりということも、真実の所得の差見ということについての困難が次第に増してまいつたということともござい

ます。

そのほか、最近では納税意識というものが非常に高まってまいりまして、こういうふうに財政がむずかしい状況にあるときに、脱税を放置しておることはできないという世論が高まってまいつて、現に五十四年の八月の総理府の世論調査でも、一億円以上の脱税は何の罪に相当するかといいますと、強盗だと言つた方が三五%もあるのです。脱税に対する制裁、脱税の可罰性についての社会の認識というものはは漸に高まってまいつたということともございます。

非常に長くなつて恐縮でございますけれども、従来からこの問題を検討してまいりましたが、今回、国の債権の時効の問題とか経済法なり私法の実体法の問題とか、それから外国の法制とか、それから国税の執行の問題、さまざまな問題についても御提案をしておりますけれども、今まで非常に少なかつた所得税の納税者が強調するために、五年以下の懲役という自由刑が導入されたのが昭和十九年でございます。そして終戦になりまして申告納税制度が導入され、それまでは非常に少なかつた所得税の納税者が一挙に広がつたわけでございます。その段階が導入されたのが昭和十九年でございます。そして、申告納税に係る所得税、法人税等の直接税につきましても、偽りその他の不正の行為によって税を免れるということに対する可罰性は間接税の場合と同様に自由刑をもつて制裁されなければならぬ、こういう思想になりました、たしか昭和二十二年の春に一年という懲役刑が導入されたわけであります。一年ではどうもバランスがとれないということで、その年の暮れに三年というふうに延長されまして、その後現在に及んでおるわけでございます。

脱税という点では間接税、直接税それぞれ国の財政権を侵害する、また他の善良な納税者に迷惑をかけるという意味では、法益という点では大きな差が全く認められないというふうに思うわけですが、今まで直接税関係の懲役刑と間接税関係の刑事罰、法定刑につきましては三年と五年という差があつたわけですね。この差というのはなぜ今度の法律でなくなつたかということについては、またお伺いいたしますが、今日までの法律で、この直接税と間接税に対する刑事罰に差を設けていた、これはどういう思想に基づいたものなんですか。

○高橋(元)政府委員 三十六年の税調の第二次答申の中にも述べられておりますが、三年と五年の法定刑の長期の差といふのは、沿革的な理由によることが多いと思います。明治以来租税刑罰といふのは財産刑という考え方でございまして、國庫に對して財政上の損失を与えた、そういうことになります。

対する非難という形で脱税犯に対する罰金刑といいます。したがつて、罰金刑にしましてもいやる定額刑でございまして、脱税額の三倍とか五倍とかいうものを罰金として科するというようくことはできないという世論が高まってまいつておりました。それから間接税の増収となりました。それから間接税の増収となります。

そのほか、最近では納税意識というものが非常に高まってまいりまして、こういうふうに財政がむずかしい状況にあるときに、脱税を放置しておることはできないという世論が高まってまいつて、現に五十四年の八月の総理府の世論調査でも、一億円以上の脱税は何の罪に相当するかといいますと、強盗だと言つた方が三五%もあるのです。脱税に対する制裁、脱税の可罰性についての社会の認識というものはは漸に高まってまいつたということともございます。

非常に長くなつて恐縮でございますけれども、従来からこの問題を検討してまいりましたが、今回、国の債権の時効の問題とか経済法なり私法の実体法の問題とか、それから外国の法制とか、それから国税の執行の問題、さまざまな問題についても御提案をしておりますけれども、今まで非常に少なかつた所得税の納税者が強調するために、五年以下の懲役という自由刑が導入されたのが昭和十九年でございます。そして終戦になりました申告納税制度が導入され、それまでは非常に少なかつた所得税の納税者が一挙に広がつたわけでございます。その段階が導入されたのが昭和十九年でございます。そして、申告納税に係る所得税、法人税等の直接税につきましても、偽りその他の不正の行為によって税を免れるということに対する可罰性は間接税の場合と同様に自由刑をもつて制裁されなければならぬ、こういう思想になりました、たしか昭和二十二年の春に一年という懲役刑が導入されたわけであります。一年ではどうもバランスがとれないということで、その年の暮れに三年というふうに延長されまして、その後現在に及んでおるわけでございます。

脱税という点では間接税、直接税それぞれ国の財政権を侵害する、また他の善良な納税者に迷惑をかけるという意味では、法益という点では大きな差が全く認められないというふうに思うわけですが、今まで直接税関係の懲役刑と間接税関係の刑事罰、法定刑につきましては三年と五年という差があつたわけですね。この差といふのはなぜ今度の法律でなくなつたかということについては、またお伺いいたしますが、今日までの法律で、この直接税と間接税に対する刑罰に差を設けていた、これはどういう思想に基づいたものなんですか。

○高橋(元)政府委員 三十六年の税調の第二次答申の中にも述べられておりますが、三年と五年の法定刑の长期の差といふのは、沿革的な理由によることが多いと思います。明治以来租税刑罰といふのは財産刑という考え方でございまして、國庫に對して財政上の損失を与えた、そういうことになります。

○佐藤(観)委員 しかし、歴史的に直接税に対するものと間接税に対するものとが刑罰に差が設けられていたというのは、直接税の場合にはいわばみずから申告をする、本来なら國に納めなければいかぬ税金をみずから偽って納めない、強いて言えば、罪の性格からいいますと詐欺罪的因素だと、ところが間接税の方は人様のものを預かっていてそれを國に納めない、これは横領罪的な性格だと

いうことで直接税と間接税の刑事罰について今まで差を設けてあるということが三十六年の答申にも書かれているわけであります、この法案を直す前まではこういう思想のもとに皆さんの方は対してはおつたわけでございます。しかしながら、三十六年当時の国税通則法の制定、現実の立法化とく必要はないのではないかという考え方があつた、説明をされ、また考えられて、いた、こういうふうになつておつたわけでございます。

○高橋(元)政府委員 三十六年の第二次答申でも、直接税、間接税の罰則について差を設けておる、これは間接税が横領だか、直接税が詐欺だから、こういうことで横領よりも詐欺の方が、何といいますか侵害された財産を返還すれば足りるという考え方があつた、そういう段階では罰則の整備というところに及ばなかつたわけでございます。それは間接税が横領だから、直接税は詐欺だから、こういうことで横領よりも詐欺の方が、何といいますか侵害された財産を返還すれば足りるという考え方があつた、そういうことを戦時財政下でやりましたときに、租税犯も、直接税、間接税の罰則について差を設けておる、これは間接税が横領だか、直接税が詐欺だから、この二つの罰則が並んである、これが間接税の罰則でござります。

○佐藤(観)委員 次に提案理由の説明でございますと、第二項目目の問題であります。つまり「所得税、法人税、相続税及び贈与税の脱税犯に係る法定刑の長期を間接諸税のそれに合わせ三年から五年に引き上げること」とするという問題についてお伺いをしておきたいと思います。

今日まで直接税関係の懲役刑と間接税関係の刑事罰、法定刑につきましては三年と五年という差があつたわけですね。この差といふのはなぜ今度の法律でなくなつたかということについては、またお伺いいたしますが、今日までの法律で、この直接税と間接税に対する刑罰に差を設けていた、これはどういう思想に基づいたものなんですか。

○佐藤(観)委員 しかし、歴史的に直接税に対するものと間接税に対するものとが刑罰に差が設けられていたというのは、直接税の場合にはいわばみずから申告をする、本来なら國に納めなければいかぬ税金をみずから偽って納めない、強いて言えば、罪の性格からいいますと詐欺罪的因素だと、ところが間接税の方は人様のものを預かっていてそれを國に納めない、これは横領罪的な性格だと

るいは詐欺罪的な性格ということで説明されることがわからぬわけではないのです。ただ刑法では詐欺罪の方が十年で重くて横領罪の方は五年で軽いのですよ。その意味ではむしろ直接税の詐欺罪の方が、本来直接税に対する罪の方が重いという方が刑法の体系の中では均衡がとれているのでないだろうかと思うのですが、これは逆になっていますね。

いずれにしろ、答申でそう言われたといつても法律では今日まで生きていたわけありますし、直接税に対する刑罰と間接税のそれとは差が設けあつたわけですから、それはそれなりの意味があつたのだと思うのです。ところがその詐欺罪と横領罪がその意味では逆になつていて、逆というのは、要するに直接税に対する刑罰と罪の性格が非常に似ていると言われる詐欺罪の方が十年で、間接税の横領罪の方が五年になつてゐるというのは、罪の性格ということから言うとその辺のところがどうもよくわからないので、これは法務省の刑事局は御専門じゃないかと思うのです。そこで御説明をいただきたいのですがね。

○飛田説明員 私どもとしては所管ではございませんので、直接税及び間接税の沿革というものをそれほどよく承知しておりませんし、それから先ほど来御議論の議題になつております答申もちよつと読んでおりませんので、直接税が詐欺罪的であつて間接税が横領罪的だということになつているようでござりますけれども、それはあくまで比喩的な表現で使われているのではないかというふうに推察しているわけでございます。

それで構成要件的に考えました場合に、「偽りその他不正の行為」あるいは「詐偽その他不正の行為」というような言葉の使い方で脱税犯が規定してあります以上、考え方によつては詐欺罪的なものだということには説明がつくかと思ひますし、また国家に対し偽りその他不正の行為をして財産上の利益を得ることがあれば類型的には詐欺罪なものであろうということは、それは説明としては理解し得るわけでござりますけれども、

脱税犯の本質というのがあくまで適正な、公平な徴税に対する挑戦的な犯罪であるというふうなことをとらえますと、刑法上のどういう犯罪に類するかということよりは、本来の行政目的を達成することに支障を來す犯罪ということで行政犯の範疇でとらえることがむしろ正当ではないか、こういうふうに考えておられるわけでござります。

○佐藤(鶴)委員 そのことも私はわかるのですが、ただ、なぜ私がそういうことをお伺いするかというと、後でもお伺いしますけれども、罰金刑について、これは金額にもよりますけれども、間接税の方は従来どおりいわば重い性格をまだ与えているわけですね。そうなつてきましたと、直接税、間接税の刑法上の罪というものが一体どういふうに違うのかという分かれ道をはつきりしていかないと、罪の性格がよくわからないということがない、確かに片方は横領罪で、片方は詐欺罪だから、確かに片方は横領罪で、片方は詐欺罪だけが詐欺罪と横領罪と非常に説明がしやすいといふことで三十六年の答申にもそう書かれているところで、ずつと実際の執行面でもきて、その理屈づけが詐欺罪と横領罪と非常に説明がしやすいといふことで三十六年の答申にもそう書かれていることなんんで、なぜ直接税と間接税とはそう分けられているのかがどうもはつきり私のみ込めないものですからお伺いをしているわけです。

○佐藤(鶴)委員 私が大蔵委員会にいる十一年で

○佐藤(鶴)委員 次の問題にいくのであります

○高橋(元)政府委員 三十六年の第二次答申の中にも、いま佐藤委員からお話をございましたように、直接税の脱税犯は単なる国の財政権に対する侵害にとどまなくて、国民の租税の均衡負担利益の侵害であつて、そのような租税法秩序に対する侵犯だからという表現が出てまいります。それ

が今日まで——先ほどお答え申し上げておきましたよな、納税思想なし納税倫理に対する強い

精神をいまになつて生かしたと理解をしていいのでしょうか。

必ずしも刑法全体の体系がわかつてゐるわけではないけれども、どうもその辺で、脱税といふものに対する考え方の直接税に関するものと間接税に関するものと性格が統一されていないのではないか。やはりまだ間接税の方が、他人様のものを預かっているのだからこちらの方が重いという思想、残滓が実はこれには残つておるのじゃないかということで、私は今度の法案の中身について整理をするのに非常に困つてゐるのであります。この罰金刑の方については、脱税額相当額の三倍以下の罰金ということでこの倍率が設けられ、それがそのままになつておるということはどういうことなんでしょうか。これはやはり、間接税の方が財産侵害権という意味から言えば重いのですよ。ということなんでしょうか。どうもその辺は、法律の精神というのか体系、そういう面からいきますと統一をされていないのではないかという気がするのであります。その点はいかがでござりますか。

○高橋(元)政府委員 一つ、罰金刑の多額といふものが所得税ないし法人税の場合には五百萬円で、酒税、物品税等の間接税では五十万円である。この差があるではないかということがあると思います。これは実は、所得税、法人税は年税でございますから、年を通じての所得計算、それに基づく申告に偽りまたは不正の行為によるごまかしがあるという場合の罰則でございます。間接税では大体月税でございますから、月ごとに税額が決まって月ごとに租税債務が確定をいたします。したがいまして、一年という期間をとりまして、継続して脱税しておった場合には、罰金刑の多額は所得税が五百万円、間接税の場合は五十万円掛けた十二、率違犯ですから、十二倍になる、こういう意味で、その多額については均衡がとれておるというふうに理解しております。

次のお尋ねはスライド率が違うのではないかと、いうことでございますが、これは昭和二十五年、終戦直後をとりますと、所得税、法人税は脱税額の五倍相当額以下という時代がございました。そ

○佐りまでもに五り、すがつたのはすわすれ意味いいにるいは。にさいま味的言いにしき。

〔社説（銀）委員〕 補綴のことは私のもわかるのであります。ではいま局長が言われた問題の一つの方をもう一回お伺いしますが、歴史的な経緯は確かに五十万、直接税の方が五百万ということになつたとする。その際に一体、いわば五十万というふうな件は一件当たり、脱税一件につきみたいいなものであります。それは月ごとの納税でありますから、そのためでは月ごとと言つてもいいかもしません。しかもそれが月ごとの納税でありますから、その月だけ調べて、はい終わりですとそれじゃその月だけ調べて、はい終わりですと、やはりそういうことになりますと、これは前さかのぼるだろう。ということになりますと、それにはそういうことだと思うのですが、五十万円は一件当たり五十五万、いわば一件当たりといふ方は正確じゃないかもしれませんけれども意的にはそういうことだと思うのですが、五十万円は一件当たり五十五万、いわば一件当たりといふのは余り意味がないと書いていくというのは、これも余り意味がないと書いていくのか、直接税との均衡の問題から書いてみて

先生〇吉田なな社長とおなじ様、おそれて

（高橋（元）政府委員）まさに直接税につきましては、もも間接税につきましても、社会的な非難の程度をされに對する考え方とが何か分離をしている。それはいまだに間接税に対する脱税の方が重いんで、うよという思想というのか觀念というのか、こわいまだ残している感があるのですね。もう一回問題を整理してお伺いしますが、間接税の方のいわば一件当たり月当たり五十分といふ、こういうやり方というのは余り現実には合わないのじやないだろうか。それから果たして倍率を設けていることが、最高刑を五年にしたというバランスからいつたら、倍率をたとえば、社会的にしても、これは少なくも刑事罰が同じで罪もないのじやないだろうか。それから果たして倍率を設けていることが、最高刑を五年にしたならば、倍率も要らなく、また直接税と同じよう罰金刑にしていいのではないか、こう思うことがあります。が、再度お答えを願いたいと思いま

つんはりがなうて〇お告大でえきの実ういり

ます財産上の制限 あわせてやはり考へてもい
のではないかという二十五年以來の考え方とい
ふものをこの際私どもは変更いたすだけの勉強が
はできてなかつたわけでござりますので、現在
制度をもつて直接税、間接税の間に罰金刑につ
ましてもバランスがとれておるというふうに考
ておるわけでござります。実際の宣告された刑
申しますと、私ども承知しております限りでは
体脱税額の二、三割というものが罰金として宣
されておるということだというふうに承知して
ります。

佐藤(観)委員 どうもいまの局長のお話を聞い
いますと、間接税の方は事実上、たとえば酒税
場合にはあれは翌々月納付ですかといふことに
つて、いわば徴税当局から見れば発見する機会
きわめて早いということがどうも差のようであ
ますが、しかしそれだけつて刑事公訴追の期間
一緒になんですし、ですからその意味では私はそ
なに変わりないだらうと思うし、間接税の方だ
て、では脱税があつたその何月だけですよで、

[View all posts by **John Doe**](#) [View all posts in **Category A**](#) [View all posts in **Category B**](#)

これから間接税は終戦当時、昭和二十四年には十倍
相当額以下だったわけでございます。直接税の系
統につきましては昭和二十五年に重加算税制度と
いうものが導入をされまして、当時は徴収税が五
〇%、これは新しく設けられたものでございま
すが、重加算制度が導入されたことを理由として
脱税相当額以下というふうに改められた。一方で
間接税の方は三十七年に、十倍相当額以下とい
ましても実際の執行状況と乖離している、それか
ら間接税には重加算税がないということで三倍相
当額以下になつたわけでございます。したがいま
して、スライド率が違うという点につきましては
沿革的な事由もございますけれども、所得税には
別途重加算税というものが設けられておる。仮
装、隠蔽によつて税を免れた場合には現在では本
來取るべき税金の三割を重加算税として取るわけ
でございますが、そういう制度があることも考慮
されたものであるというふうに理解をいたしてお
るわけでございます。

も、刑事罰の方は一緒にしたと言ひながら罰金刑の方はどうもその点は均衡を欠くのではないか。いま局長は五十万掛けの十二だから大体六百万と想定していますということですが、五百万対六百万という問題、片や確かに重加算があつたりといふことがありますけれども、刑事罰の方は基本的な性格を直接税の脱税であろうと間接税の脱税であるともう社会的にはどうちらも同じなんだということでいくならば、この罰金刑の方もやはり物を統一して考へるというのが同じ刑法的な罪刑に対する体系からいつたら一緒にないか。どうもここは、まだまだ間接税の方は人様の預かり金の横領だ、ですからこれは税はもつと厳しくびつちりやつてもらわなければいけないのかだという思想がふつ切れてないですね。確かに三十六年の税調案申にもそのことまでは触れておりません。十倍に高過ぎるのじやないかというので三倍に直したわけありますけれども、どうもその辺のところがはつきり、同じ脱税という事案に対する罰金なが

は差があるべきでないという御指摘をいただきました
して、そのとおりに私も考えておりますが、間
接税の場合には罪数というものをやはり考慮に入
れなければならない。これは申告期限が参る、そ
のときまでに偽りまたは不正の行為をもつて税を
免れておるという場合には罪が完成をしてしまひ
ますから、間接税のように毎月申告期限が参るもの
につきましては毎月の経過によつて脱税犯がそ
の都度成立していくわけあります。したがつ
て、一年を通じれば十二回。ところが直接税であ
ります所得税につきましては一年に一回、法人税
も一年に一回または二回ということで、そこは罰
金刑の多額の場合にはバランスがとれておるとい
う御説明を先ほど申し上げておる次第でございま
す。間接税の場合、それではスライド条項が三倍
であつて直接税が一倍である、そこはアンバランス
ではないかということをございますけれども、
スライド条項は重加算税による行政上の制裁、そ
れから裁判所によりますところの罰金の宣告によ

はいそれでおしまいという調査では現実ないと思うのですね。そうなつてきますと、そんなにあえて分ける必要があるのかということはもう一考の必要があるのじゃないか、刑事罰の方は一緒にしてと言つたならば。どうもいまの局長のお話を聞いていても言葉の端々には、そは言つても間接税の方は人の税金を一時預かっているのだからという、いわゆる戦前以来の國の徵稅機關の末端のような感じの、酒税にしろ、その他の間接税といふのはどうもまだそういう思想的な残滓が残つてゐるよう思ひてならないのであります。これ以上この問題ばかり追及している時間はありませんけれども、もう一度罰金刑についての直接税、間接税のバランスについてもひとつ今後考へるべきだと思いますが、その点についての姿勢だけお伺ひして、次の問題にいきたいと思います。

○高橋(元政府委員) ただいまいろいろお話をございまして、私どもも今後納稅思想ないし納稅秩序の確保といふののために罰則のあり方、これ

は国民の間の税意識の向上といふことと相まってまた変化してまいりますから、そういうものを見合せながら将来深く検討してまいりたい課題の一つといふに心得ております。

○佐藤(観委員) 次に、ちょっと抽象的な言葉にならぬかもしませんが、日本の場合、とくに脱税といふものについての考え方というのが、外国に比べると甘いのではないかという言われ方をするのですね。刑法全体の体系の中の一つ、あるいは刑法の体系の中とはいながらも、片方ではやはり税に対するものでありますから、完全に比べると甘いのではないかという言ひ方をするのですね。刑法全体の体系の中とはまた言えないのかもしれないが、そういった体系が違う諸外国と比べることなどれば意味があるかはまだなかなか専門的な御議論があることだと思うのですが、今度の改正される、最高刑を五年まで延ばすという、たとえば五年にした場合、重くなることは間違いないわけがありますが、これは諸外国に比べてみて、日本の脱税に対する考え方というのははどういう位置づけになるのでしょうか。その点、法務省いかが

でございますか。

○飛田説明員 いろいろ諸外国の実例をお調べのようでございます。

すけれども、一般的に申しまして、国情や制度がそれぞれ違つてある諸外国と比べても、必ずしも

びつとするような比べ方はできないと思ひますけれども、概には申せませんけれども、諸外国

の脱税に対する罰則はわが国の場合と比べて決して軽いとは言えないというような状況であろうと思ひます。

罰則につきましてもいろいろ段階を設けて、情状の軽いもの、重いものというふうに分けて規定しているところもございますし、わが国の場合にはわりあいそういうことを一まとめに規定するものですから、そういうことでちょっと比較ができるかもしれませんけれども、少なくとも今度五年になつたといたしましても、決してわが国が諸外国に比べて重過ぎるということにはならないといふに考へております。

○佐藤(観委員) 確かに答弁にありましたように、私もそれはまだ重くすればいいといふものでありますから、そなへどと云ふていいます。

五年に延長されるわけですね。ところが、五年に延長されますけれども、後で触れますいわゆる更正、決定等の除斥期間が五年から七年になることですといふようなのはどういうケースがあるんで

しょうか。

これは裁判にはたえないと云うことで却下する場合もあるのじゃないかと思いますけれども、国税

局から上げてきたけれども、それはちょっと無理

ですといふようなのはどういうケースがあるんで

しょうか。

○飛田説明員 まず大きっぽに教的ことで申しますと、私どもの統計のとり方と、それから国税当局の統計のとり方ではちょっと違いまして、私どもは刑事案件として統計をとる場合に被疑者ごとに一件と数えます。ですから、法人税のようないふ場合には被疑者とそれから法人と両方が立件されますので、これは二件といふうに数えることになるわけでございますけれども、数字で申しますと、私どもとして全国の検察院で受理した件数で申しますと、昭和五十二年には二百六十九件、それから五十三年には二百八十二件、五十四年には二百六十件と、大体二百件から三百件台の間のかなり高い数字を全国の検察院で受理して、それを検察院で処理しているわけでございます。大体検察院で受理する場合にはもうほとんどと言つていいほど国税当局からの告発によつて受理して、それについてはほぼ全部起訴しているというの告発によって受理したもののはほとんどと言つていいものは起訴しております。そしてまたそのほとんどは有罪になつております。告発があつたものについてはほぼ全部起訴しているというの告発によって受理したもののはほとんどと言つていいのはどういうわけかという御質問があるかもしれませんけれども、告発を検察院で受けた前に担当検事が国税当局の当該事件を査察調査しておられる方と十分打ち合わせいたしまして、証拠が足りない分について、その分が足りないことを御指摘申し上げまして、十分協議して公判にたえ得るものをお告発していただく、こういうふうなかつこうになつておりますのでほぼ全部といふことで、告発を受けながらこれはとうていだめだといふことでもないし、またそれは少な過ぎるじゃないかといふのもおかしな話ですが、いまどのくらい脱税に

対する告発が行われ、受理をして告訴までいくと

いうのは一体どのくらいの割合になつているので

あります。

それらの脱税にかかる罪の公訴時効期間も三年から

五年になつてゐるとか、犯罪の立証が困難になつ

ります。

○佐藤(観委員) 次に、今度の改正で法定刑の長期の引き上げに伴つて刑事訴訟法の規定によるこの点は、これは法務省の御専門でござりますけれども、やはり時の経過によつて犯罪の社会的影響が微弱になつてしまふとか、社会的な応報感情が薄くなつてゐるとか、犯罪の立証が困難になつ

な要素から、大体刑の長期に応じまして公訴時効期間といふものはたしか刑事訴訟法の二百五十九条で決められておるわけでございます。それに対しましては例外がない。租税犯でございますから、特に発見まで時間がかかる、また調査、立件に時間がかかる、そのために刑事訴訟法の二百五十九条の例外をつくるということにはなかなかなりませんし、除斥期間の方は租税秩序の維持という租税政策上の配慮から決まつてくるわけでございますかも、公訴時効期間と除斥期間というのは、片や公訴時効期間は刑事政策上の必要から定まりますから、それぞれ差がございまして、アメリカやイギリスのように除斥期間について制限を置かない法制のもとでも、公訴時効期間はアメリカが六年、イギリスは判例上五年、こういうふうになつておると承知しております。ですから、そこに差が起ることははしようがないと私ども思うわけでございます。六年目、七年目、それでは強制捜査に入れないと立件ができない状態で、調査が十分できるかどうかという点につきましては、国税庁の方からまた後ほど御答弁があると思いますけれども、ほかの端緒といふものがございまして、そこから六年目、七年目の除斥期間に属する部分の脱税の調査をしていくわけでございますから、そこはもう証拠の収集なり執行の適実というもので対処してまいりたいと考へておる次第でござります。

○佐藤(綱)委員 次に、この提案理由の説明の一のところに移りたいのですが、「偽りその他不正の行為により免れた国税に係る更正、決定等の制限期間を五年から七年に延長することをおこなう」ということでござります。まず、私たちの方で疑問に思うのは、関係書類はどうするのだろうかということが当然起つてくるわけですね。

これは、所得税法で言えば青色申告の問題が出てくるわけで、所得税法の施行規則の六十三条、「帳簿書類の整理保存」、この「五年間」と書いてあるのを七年に直せば所得税についてはいいのだろうかということ。

それから、聞くところによると、ここに青色申告に必要な書類が三項目あるわけがありますけれども、「取引に関する帳簿及び記載事項」、それから「たな卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関する作成されたその他の書類」、ここまではそう量的には大したことないと思うのですね、一、二は、三番目の「取引に関する相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し」、これはかなり膨大に、七年間分とつておけということになりますと、なってくるわけですね。聞くところによると、小さな店でも、これを含めますと、一年分で大体ミカン箱三つぐらいになるというのが常識だそうでございますけれども、一つは、法の整備上、手当てをしなくていいのか。たとえばこういう質問を受けたのですが、お医者さんなんかのカルテ、これは医師法によつてたしか五年になつてい

あわせて、中小企業への負担がその意味で大きくなつてくると思うのです。それについてどういうふうに考へていいのか。たとえば青色申告はここに書いてあります、白とのバランスがこれまで失しられることはないのだろうか。これだけいろいろ納税者から言つてくるのは、どうしても調査になりますと推計課税というのが入つてくる。そうなつてきますと、それを立証するためには逆に納税者側も書類を保存していかなければいかぬし、五年が七年になるとどうしてもやはり推計課税が入つてくる可能性が大きくなつてくるのじやないかというのが納税者側の心配になつてゐるのであります。三つばかりの質問が入つております。その点についてお答えいただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 他の行政上の目的がら、帳簿その他の書類の備えつけの期間といふものが定まっております例は多々ございます。

今回改正をいたしております除斥期間の延長に伴いましては、商法の商人の帳簿保存義務は別といたしまして、税法上は所得税法の百四十八条に書いてござります青色帳簿でござりますけれども、これにつきましてもやはり延長をお願いいたすわけですが、それは青色が推計課税ができるない、帳簿書類の不備とすることを指摘しなければ推計課税ができない、更正決定ができないということの反面でございまして、青色の方々の持つておられる税務上の特典と申しますか、そういうものを維持していくためにもぜひ必要なことであると思ひます。

現在、所得税法の施行規則六十三条にいろいろ帳簿書類——決算書類その他の証憑類が並んでおりまして、これらを五年保存していただくようにしておりますが、具体的にどういたしますかは現

在詰めておるところでござりますけれども、中小企業の方々につきましては、たしか、去年サンプル調査をいたしましたと、売り上げ一億についてミカン箱一杯ぐらいの書類、一年分は、というふうになつておるようでございますが、そういうものの六年目、七年目の御保存をお願いすることが過重にわたるかわらないかということを考えまして、いま佐藤委員からお話をございましたような一号、二号と三号で差を設けることが具体的にどこまで適当であり、可能であるのかということも含めて検討を進めさせていただいているところでございます。

それからもう一つのお尋ねは、白と青の権衡でございますけれども、青の方々が帳簿書類に書いておられますことは、それによって収入なり必要経費というものがおのずから明らかであるわけでございます。白の方々の場合でも、帳簿書類があればもちろんそれはそれによるわけでございますが、除斥期間が延長されたことに伴いまして、更正決定をいたすべき調査の端緒というものが使えますのは、青の場合の方でも、その帳面に書いてないところからということになると思いますので、その点は帳簿の保存期間を延長いたしました際でも、特別白と青の間のバランスというものに影響はないのではないか、青の方が仮に脱税をなさった場合には、脱税にかかる所得計算の基礎になる収入は帳面に書いてない部分から出て来ているということだと思います。帳簿以外の資料の収集によらなければならぬわけでございますから、帳簿がない、または保存されてない白の場合と同じで、青の方はこれによつて特に不利になるということは全くないというふうに考えておるわけでございます。

的だと思います。そうなつてまいりますといろいろなことがあつたときに、徵税当局の方が、まあ大体五年でこうなんだから七年もそうでしょうと、言つてそのまま線を引つ張つていく推計課税というのが起つたりやすくなつてくるのではないだろうかという問題が実際に納税者の方から起つてくるわけですね。その納税者についても十分書類がなかつたりでたえ得ないといふことのトラブルといいますかそれが起つてこやしないかという心配が一つあります。

もう一つは、いま主税局長が言うように、いや単純に五年が七年になるだけですからといふ、あと二年さらに調査をすればということだけれども、やはり昔のことでもつたり、いろいろ意味での記憶も薄れていますし、一体その他の帳簿がどのくらい証拠能力があるかどうかというのは会計学上もこれまたなかなかむずかしいところの年調べなさいということではないと思ひます。思いますが、いざということになれば七年までかかるなければいかぬということになりますと、恐らく今まで皆さん方の調査の方からいきますと、七年前のある程度の期末の状態からずっととさかのぼる、さか上がるといふのでしようか、手前の方に来て全体像を描いてみると、これがどういふ意味では五年が七年になりますから、そういうから、そういうふうに考へるわけがありますが、その点はいかがでござりますか。

○小幡政府委員 ただいまのお尋ねでございますけれども、五年が七年になるというのは、たゞまお話しございましたように偽り、不正の手段をもつて税の通脱をした、こういう場合に七年までさかのぼつて課税をする、こういうことでござります。したがいまして、全体の税務の中を見ますといわば例外的なケースといふふうになるわけでござります。

いままでの法律でいきますと、偽り、不正の場合には五年にさかのぼるということになつております。一般の過少申告の場合が三年ということです。さかのぼつて四年ないし五年にさかのぼつて課税をされておつた、こういうふうな状況でございます。今後、これが七年にまでさかのぼるということございますが、ただいま申し上げましたようなことでございますから、ごく例外的な場合、つまりいわゆる大口、悪質というふうなケースの場合に七年までさかのぼるということでございます。納税者の方がそれによって御心配をされるといふうことにはならないようになりますが、十分留意をしてまいりたいと思っておる次第でございます。

○佐藤(觀)委員 確かにいま答弁いたいたこと

は大体私もわかるのでありますけれども、実際に最終的な課税行為というのを行つ場合に、確かに脱税の場合にはさらに二年間余分の日数かか

りますが、ましてやこのごろなかなか脱税がきわめて巧

妙になつておりますから、さらにこの二年間分と

いうのは実態上は大変大きな負担になつてくるだ

らうと私は思ひであります。ただしさえ実調率

がぐうつと下がつてゐる現状でありますから、そ

ういう中で法人敷はますますふえてくるわ、申告

所得者数もふえてくる、源泉徴収義務者もこれから

なかなかふえてくるだろう、國税職員は同じだ

ということです、そうじやなくとも、まあこの委員

がござりますし、いろいろな縛りがありますから

なかなか自由にいかなこともわからぬわけじゃ

ないのですが、いざにしろ法人なり源泉

所得税なり非常に実調率が下がつてきているわけ

ですね。大臣も税理士をやられた経験もあるわけ

で、ある程度その実務面についても詳しいわけで

ありますけれども、やはり調査があるというの

がいかにかどかわかりませんが、だと思います。

そういうことから言いますと、毎回この大蔵委員

会でも各党の委員からも言われておりますよう

に、法人の場合にはこのごろ単純に割つてみれば

十三年に一遍しか回つてこないとか、そんなよう

な体制で、もちろん國税庁の方はがんばつている

から余りそういうことを口に出して言わない点も

ありますけれども、まあ事務簡素化なりあるいは

機械化なりアルバイトを使うといつてもおのずと

大体限度が来ているわけで、そういう面からい

りますとますますこれから脱税というものに対する国民の批判が強くなつていく中では、いまの五

万二千人の体制だけではおのずと限度があるのじ

やないだろうか。直接、所得税と法人税に携わる

職員の定数というのもちょっと出してもらったの

であります。ごく単純に計算をしてまいりま

すれば、確かに今まで五年までさかのぼつてや

ったものを七年までさかのぼるということでござ

りますから、その間でいけば確かに事務量はふえ

てくるということになるわけでございますが、先

ほど来申しておりますように偽り、不正といふこと

で私どもがその事案について徹底した調査を行

うということはきわめて限られた事例に行つわけ

でござりますので、全体の実調率がこれによつて

低下するというふうなことにはならないと思いま

すし、また私どもそういうふうな運営をしてまい

りたいというふうに思つております。

○佐藤(觀)委員 そこで、そんなむずかしいこと

じゃないのですが、大臣、ちょっとお伺いしてお

きたいのは、大臣も大変予算編成で御苦勞なさつ

てゐるわけであります。身内のことゆえ国税庁

の職員の増員については、もちろん総定員法の枠

前も指摘しましたように、この十年間にペテラン

の職員の人が二万人やめていかれるということは

目に見えてるわけで、定年法が入る入らぬにか

かわらず、この大変なペテランが五万二千人のう

ち二万人やめていかれるということはもう目に見

えてるわけで、その手当を早目にしませんと、

これは別にほじいた数字がござりますけれども、

入つてこられた方が直ちに戦力になるわけじやあ

りませんからね、大変むずかしい税法であります

から。その意味では本当に実質稼働をしていく方

の予想をしてみましてもまあ八割から九割くら

い、あとはまだかなり養成しないと間違つて起

ついていくということになりますから、そういう

意味でいきますと行政改革、それは非常に重要な

ことであります。片やこちらは歳入庁ですから

、歳入を確保しなければいかぬわけであります

から、その意味では國税庁職員の定数については

格段の配慮をしていかないと大変な事態になつて

いきます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十五号 昭和五十六年四月二十二日

くるのじやないか。機械化なり省力化なりその他のこといろいろカバーできればいいのですけれども、もうそれはほんやりくしているわけですが、その意味では大臣も苦しいところだとは思うのです、特に身内のことでもありますから。とは思いますが、国税庁という歳入を扱う庁でありますから、これはやはり租税負担の公平化を担保する意味からも特段の配慮をしていく必要があると思いませんが、その点についてだけちょっと大臣にお伺いしておきたいと思います。

○渡辺国務大臣 御心配をおかけをいたしまして、まことに申しわけございませんが、全くそのおりでございまして、われわれといたしましても、特に調査官の充実ということにはさらに配慮をしていかなければならぬ。仰せのとおり、ともかく一年や二年では使いものになりませんから、やはりペテランにするには最低十年くらいかかるものと私は思っております。したがって、そういうのないと私は思っております。したがって、そういううべテランが一齊にやめていくということになると、その後をどういうふうに補充するか、大問題でありますから、内部でもよく相談をして万端慮しておりますが、その点について、大臣にお伺いしておきたいのでありますけれども、いま大臣からお話をございましたように、税の場合にはそ

の扱っている内容がきわめて専門的でありますし、高度でありますし、考えてみれば、毎日毎日人によがられて税金取りにいく仕事でありますから、なかなかこれは並み大抵のことではないと思うのですね。そういう中で仕事をしていくわけでありますし、いま申しましたように、確実に今国会で定年法が通ろうと通るまいと、大体慣行定年が五十五から五十七でありますから、そういうふうでありますと、計算してみれば、とにかくこの十年間に二万人ペテランがやめいかれるということ、そして次の方は一年や二年では、いま大臣言われたように、直ちに実際、実務はできな

いわけでありまして、そういうふうな意味からいきますと、行政改革の大波についで私はどちらもお話をございましたように、税の場合にはそ

からぬわけではありませんが、この点についてはひとつ国税庁の職員構成の特殊性、それから中身の専門性、高度性、この観点、それからもう一つは財政再建の中で、やはり何人ふえればどれだけ税が上がってくるという、そういう計算もありますけれども、やはり基本的な税の執行を公平なものに担保していくというのは、やはり国税庁の職員をそれなりに人数もしていかないと、これは担保もできないと思うのですね。その点について、行政改革の大きな波の中でもこの国税庁の問題については、これは当大蔵委員会挙げてと言つてもいいと私は思ひます、いろいろと心配をし、いろいろな指摘が委員会でなされているのではありますが、この点について、大きな行政改革の波の中でも、この国税庁の職員の定員の問題については、格別目をさらのようにして大きく見ながら考えていただかなければなりませんが、この点について、大きな行政改革

については、これは當大蔵委員会挙げてと言つてもいいと私は思ひます、いろいろと心配をし、いろいろな指摘が委員会でなされているのではありますが、この点について、大きな行政改革の波の中でも、この国税庁の職員の定員の問題については、格別目をさらのようにして大きく見ながら考えていただかなければなりませんが、この点について、大きな行政改革

○佐藤(鶴)委員 そこで、行政管理庁にもお伺いしておきたいのでありますけれども、いま大臣からお話をございましたように、税の場合にはそ

の扱っている内容がきわめて専門的でありますし、高度でありますし、考えてみれば、毎日毎日人によがられて税金取りにいく仕事でありますから、なかなかこれは並み大抵のことではないと思うのですね。そういう中で仕事をしていくわけでありますし、いま申しましたように、確実に今国会で定年法が通ろうと通るまいと、大体慣行定年が五十五から五十七でありますから、そういうふうでありますと、計算してみれば、とにかくこの十年間に二万人ペテランがやめいかれるということ、そして次の方は一年や二年では、いま大臣言われたように、直ちに実際、実務はできな

いわけでありまして、そういうふうな意味からいきますと、行政改革の大波についで私はどちらもお話をございましたように、税の場合にはそ

の扱っている内容がきわめて専門的でありますし、高度でありますし、考えてみれば、毎日毎日人によがられて税金取りにいく仕事でありますから、なかなかこれは並み大抵のことではないと思うのですね。そういう中で仕事をしていくわけでありますし、いま申しましたように、確実に今国会で定年法が通ろうと通るまいと、大体慣行定年が五十五から五十七でありますから、そういうふうでありますと、計算してみれば、とにかくこの十年間に二万人ペテランがやめいかれるということ、そして次の方は一年や二年では、いま大臣言われたように、直ちに実際、実務はできな

いわけでありまして、そういうふうな意味からいきますと、行政改革の大波についで私はどちらもお話をございましたように、税の場合にはそ

の扱っている内容がきわめて専門的でありますし、高度でありますし、考えてみれば、毎日毎日人によがられて税金取りにいく仕事でありますから、なかなかこれは並み大抵のことではないと思うのですね。そういう中で仕事をしていくわけでありますし、いま申しましたように、確実に今国会で定年法が通ろうと通るまいと、大体慣行定年が五十五から五十七でありますから、そういうふうでありますと、計算してみれば、とにかくこの十年間に二万人ペテランがやめいかれるということ、そして次の方は一年や二年では、いま大臣言われたように、直ちに実際、実務はできな

いわけでありまして、そういうふうな意味からいきますと、行政改革の大波についで私はどちらもお話をございましたように、税の場合にはそ

の扱っている内容がきわめて専門的でありますし、高度でありますし、考えてみれば、毎日毎日人によがられて税金取りにいく仕事でありますから、なかなかこれは並み大抵のことではないと思うのですね。そういう中で仕事をしていくわけでありますし、いま申しましたように、確実に今国会で定年法が通ろうと通るまいと、大体慣行定年が五十五から五十七でありますから、そういうふうでありますと、計算してみれば、とにかくこの十年間に二万人ペテランがやめいかれるということ、そして次の方は一年や二年では、いま大臣言われたように、直ちに実際、実務はできな

も国税庁の定員につきましては国税事務の実情に即し十分検討していただきたいと考えております。

○佐藤(鶴)委員 確かに、前の前の管理官の百崎さんでございましたか、あの当時から大変御理解をいただいている点はありがたいのであります

が、ただ減った分だけふやす、総数の伸び率はゼロだ。これは他の省庁に比べればいまの中でも大変配慮していただいていることも私もわかるのであります。ただ、再々申しますように、定年法が入

らなくとも大体国税庁の場合に五十五から五十七歳ぐらいでやめていかれるということで、一番ピークになります昭和六十二年から六十三年ぐら

いになりますと四千九百人ぐらいがやめられる。確かに毎年やめられてくる人数分だけは補充していただいて、その分だけは實際戦力にならないということを考えますと、そういうことではじい

でまいりますと、大体五万二千人おりまして、確かに毎年やめられてくる人数分だけは補充していただいて、その分だけは實際戦力にならない

ということを考えますと、そういうことではじい

でまいりますと、大体五万二千人おりまして、確かに毎年やめられてくる人数分だけは補充していただいて、その分だけは實際戦力にならない

ということを考えますと、どうぞその点を十分御配慮をいただいておきたいと思います。

最後の質問は、会計検査院にお伺いをしていきたいのであります。五十四年度の決算検査報告、大蔵省のところを読ましていただきました。

五十三年も五十二年も読ましていただいたわけであります。見てみますと、ちょっと時間がなくなってしまったので私の方で言わせていただきますけれども、たとえば源業所得税ですと配当と給与の問題が非常に高まっておりまして、国家公務員数を全体と

増員措置を講じてきたところでございます。五十六年度は行政改革に対する各方面からの要望が非

常に高まっておりまして、国家公務員数を全体と

して縮減するというきわめて厳しい定員事情でございましたけれども、国税庁の定員につきましては五十五年度、昨年度を上回る四百三十八人の増

員措置を講じてきましたところでございます。今後と

減価償却資産の償却の部分を除きまして、同じなんですね。ただ、印刷してある順序が件数が多い順に書いてあるのですから違うのであります

が、指摘する項目が一緒にいうのはどうなんですか。これは会計検査院の方で意識的にこういうところを見るのか、やはり結果的におたくの方で指摘を見て間違っているというか、おたくの方で指摘をしなければならぬ点がこういうことに集中をするのか、その点はいかがなんですか。

○立神会計検査院説明員 お答え申し上げます。ただいま仰せになりましたように、実際に私どもの職員を現地に派遣させていただいて検査させていただておりますけれども、その結果出てまいりますのがこういった事態でございまして、私がもといたしましては、やはり租税といたしましてはその公正あるいはその現実の計算の誤りな

まいりますのがこういった事態でございまして、私がもといたしましては、やはり租税といたしましてはその公正あるいはその現実の計算の誤りな

のじやないかと思うのですが、会計検査院から指導をされ、いつも約十一億ばかりのこれは不足であるし、一億くらいの払い戻しをしなければならないことがあるということが毎年どうも繰り返されています。いるようなんですが、それはこういふ会計検査院からの指導をもらって、税の執行上は足りないところは取つたり多かつたところは返したりするわけありますが、おたくの方の内部の研修というのでしようか勉強というのでしようか、こういったものはせつかこの会計検査院の指導にこたえて何か対応しているのでしょうか。その点はいかがでござりますか。

○川崎政府委員 先生御指摘の点でございますが、從来から研修などやつて勉強するようにといふことで指導いたしてまいっておりますが、なお一層充実いたすように改善すべき余地があらうかと考えておりますので、具体的に法令適用の誤りを犯すことがないように、また納税者の計算誤りを過失で見逃すといったようなことがないよう十分勉強する機会を持つように指導したいと思っております。

○佐藤(観)委員 大変な件数を扱うわけでありますから、それは私も全く間違いがないとは言えないのであります、少なくも会計検査院から毎年毎年、たとえば申告所得税だと譲渡所得の問題、資産所得の合算の問題、あるいは法人税で言うと同族会社の留保金の問題、なかなか同族会社といふのはややこしいのでわからぬわけではないのであります、こういった会計検査院から指導を受けた事項について少しもう一回再研修といいますか、こういったことをするとか、これは毎年毎年あります、件数と数字が違うだけで全く同じものが印刷されて検査報告というので会計検査院から出てくる。これはほとんど文章も一緒だし、いま申しましたように順序が件数の多い順に並べてあるからちよつと順序が違う程度で、こんなことを一体行政として繰り返していくのだろうか。私は間違いますし大変な件数を扱っているわけあります

から、そのことは何も批判しませんけれども、せつかくの会計検査院の指導に對して、しかも項目が非常に集中しているわけありますから、おたくの方でもう少し行政事務的に改善する必要があるのではないか。どうも会計検査院の方に聞いてみますと、やはりそれは一人当たりの扱う件数が非常に多いから間違いもふえます、それは私の方とのおりだと思うのです。しかし、毎年毎年まさに判で押したようなものが五十二年も五十三年も五十四年も印刷されて出てくるという事で、行政の対応としてまずいと思うので、そのあたりを実はこういうことが会計検査院から指導をされていて、したがつてこういうふうにあれからだいというのを各税務署の担当の方に何らかの機会に再教育のようなものをやるということをやつて、毎年毎年同じ——これはまさに文章も会計検査院から出されたのは同じなんですよね。一字一句違わないほどの指導を毎年繰り返されていふということでは、やはり行政対応としてまずいと思うのであります。その点重ねてお伺いして、質問を終わりたいと思います。

○川崎政府委員 御指摘の点につきましてなお改善いたすように努力したいと思います。

○佐藤(観)委員 終わります。

○大島委員 本論に入ります前に、大臣が途中で退席されますそうでそれまでに緊急の問題を三点ばかりお答えになっていたときまして退席していただいても結構でございます。

三点と申しますのは、本論とは直接関係はないかもしませんけれども、五十六年度予算に大き

いのではありませんが、少くとも会計検査院でございましたのは、主税局の五十六年度歳入見積もりは甘いんじやな

いか、もつときつくなるはずだということを提案しておきます。私は、銀行は從来大蔵省の言うことに余り反論を加えないのですが、こういうふうな大胆な反論をした某都市銀行に對してはなはだ敬意を表する、いい悪いは別といたしまして、そ

う思うのです。その問題の提起は、御存じだと思

うのですけれども、まず租税彈性値の見方にあ

る、それから第二番目は一般会計はそのままにし

てその肩がわりを政府関係機関の予算へしわ寄せ

しているのではないか、それから第三番目は本年

度はそのままにしてそのしわ寄せを後年度へ負担

を繰り延べているんじゃないいか、この三点でございます。

そこでまず第一の租税彈性値、つまり税収の伸びを名目成長率で割った弾性値、この見方につい

て検査報告というので会計検査院から出てくる。

これはほとんど文章も一緒だし、いま申しました

この三点につきまして大臣にお答えいただきまして、あとは事務当局と本論につきまして質疑を交

わしたいと思います。

私が過日大蔵委員会において、五十六年度税収

は主税局の見積もりは非常にきついんじゃない

え申し上げました、そのほかたびたび申し上げて

おりますように、私どもは税収の見積もりの基礎

にGNP弾性値というものを使つてやつておるわけではございませんので、源泉所得税でございま

すと賃金の伸びでござりますとか利子所得の伸びでござりますとか、申告所得税でござりますと營業、庶業の収入の伸び、経費の伸び、そういうものじゃないだろか。どうも会計検査院の方に聞

いてみると、やはりそれは一人当たりの扱う件数が非常に多いから間違いもふえます、それは私

もそのとおりだと思うのです。しかし、毎年毎年まさに判で押したようなものが五十二年も五十三

年も五十四年も印刷されて出てくると、そのあたりを実はこういうことが会計検査院から指導をさ

れていて、したがつてこういうふうにあれからだいというのを各税務署の担当の方に何らかの機会に再教育のようなものをやるということをやつて、毎年毎年同じ——これはまさに文章も会

計検査院から出されたのは同じなんですよね。一字一句違わないほどの指導を毎年繰り返されてい

るということで、やはり行政対応としてまずいと思

うことがあります。そのため、それが四十、五年ごろでございますが、元主計局長、また元参議院議員で

あられた村上孝太郎君さんがいわゆる財政硬直化

ところは決して多いということは言わないで、い

からこそ高度成長期、安定成長期を通じまして大きな自然増収が出たわけなんです。主税局といふ

ところが少ない方、必ず少な目、少な目に見積もるところでございます。それが四十四、五年ごろでござりますが、主税局といふところでございます。

ところでござります。それが四十、五年ごろでござりますが、主税局といふところでございます。

ところは決して多いということは言わないで、い

からこそ高度成長期、安定成長期を通じまして大

きな自然増収が出たわけなんです。主税局といふ

か、あるいは下回る予想でございますか。

○岩崎説明員

九・一を積算いたしましたに当たりまして、私どもはいわゆる段階的接近法ということを使ってござりますが、各需要項目ごとに積み上げをいたしております。その中で、たとえば民間消費支出につきましては、名目で申しまして昨年度は八・三の伸びを見ておりましたのをことしは九・九と伸び、これが全体の項目の大体半分を占めてございます。いわゆる消費の回復でござります。また民間企業設備、これは一〇・七と見込んでおりますが、引き続き昨年と同じように堅調な伸びを見込める、このような民需中心の成長というところで積み上げをいたしまして、そのほかの項目を加えたところで九・一というふうに出してございます。一応現在見直しをいたしまして、そのほかも、やはり九・一は達成できるのではないかと考えております。

○大島委員 大臣にいまのような点を踏まえてお答えいただきたいのですが、経済成長率の見通し、それから弾性値、こういうものについての大臣のお考へ、それから昨年は公務員のベアを二・九しか見てなかつたのだが四・六になつた。ことは公務員のベアは一%しか認めてない。これは現在調整作業中でそれとも、とにかく伸びることは、私鉄大手並みにいくことは、ある程度近寄ることはこれはもう疑いないと思ひます。それから大臣はいつも一般会計が九・九%、一けたに押えたと言いますけれども、三公社五現業等の伸び率、これは五・三から八・七の伸び率になつてゐる。こういうような点で政府関係機関へ肩がわりをしているのではないか、こういう指摘があるわけです。

それからさらに、たとえば農林漁業金融公庫、住宅金融公庫、これらの利子を含めての返済も五十七年から六十年に亘らしている。つまり先ほど言いましたように、後の年度への負担に肩がわりしているのじやないか、こういう見通しであります。したがいまして、このままでいくこととしては相当な、一兆に上る歳入欠陥を生ずるという意見

に対しまして、大臣の所信を聞かしていただきたいと思うわけです。

○渡辺国務大臣

いま大島先生のおっしゃつたことは、「今月の問題点」という四月二十日発行の三和銀行の調査部で出したパンフレットに詳しく述べてございます。これは物の見方でございまして、この前の委員会では、大島先生などは税収の見積もりが足らぬじやないか、もつとあるじやないか、そういう方が実は与党にも野党にもたくさんござります。見積もりが過小だ。われわれとしてはともかくかなりぎりぎりの見積もりだということを言つてきました。しかし、これは見積もりの話でございますから、実際のところ一〇〇%當たるなんということは、まぐれのころは別としても、過去の経過を見ても景気の動向によつてうんと違いますから、なかなかむずかしいのです。しかし、そんなように落ち込んでしまつたのは困りますから、われわれとしても特に物価の安定等を通じまして、ひとつ経済が落ち込まないようになります。したがつて、このをしておる最中でございます。したがつて、このよう大きな歳入欠陥が起らぬないように、これから話でございますから、いろいろあの手この手使っていきたい、そう思つております。

それから経済成長の問題は、これは私の所管でございませんけれども、なんとか二%くらいの成長に持つていいきたいという願望を持つていて、ドイツなども一%か二%成長というのはどうもあきらめざるを得ない、全体としてマイナス成長になるのじやないかと、いうくらいでござりますし、イギリスもそうでござりますし、アメリカは後半よくして何とかプラス成長へ持つていかといいう世界環境の中でござりますから、日本だけが高度成長を続けることは非常にむずかしいかもしだれないと、むずかしいかもしだれ、それが進つてくるとみんな進つてしまりますから、極力経済の持続ということには意を用いてまいりたいと考えて

おります。

そういう中で公務員のベア、二%組んでおつたものを一%にしたつて、それはただ見せかけに少なくするだけでしたのではないか、そういうふうな御批判もございます。しかし実際は党内などで、公務員のベアを乗つけるようなことでほかを切るとは何事だ、ベアは幾らになるのかわからぬのだから、むしろ公務員は進んで今回はベアなんか乗つれない方がいいという議論もございます。そうすると一方からは、ともかくそんなことを言つたって人事院勧告というのがあって、今までそれを実施してきたという労使関係の慣例も

あるのだから、これを全然ゼロにしてしまっては、公務員のベアは幾らになるのかわからぬのかと、いうことで、それではとりあえず五・五を維持するため、利率を上げるか借金するか二つに一つという話なんですよ。そこで、それじゃ財投からとりあえず回して五・五の利率を維持する、そういうことで、それではとりあえず五・五を維持するため、利率を上げるか借金するか二つに一つという話なんですよ。

それで、見方によりましてはもういきさつでやつたら赤字をつくらぬ、収入はない、借金は減ら

せということになりますとなかなかそう簡単にいけるものは上げて、赤字をつくらないでやつたらいいという見方もあるのです。あるのですが、どちらがちだ、したがつて、それはどうもいかないことは人事院勧告は頭から見ないというように

あります。しかし、いきさつはそういう見方によると思ひます。しかし、いきさつはそういう見方もあるのです。あるのですが、どちらがちだ、したがつて、それはどうもいかないことは人事院勧告は頭から見ないとい

ります。

○大島委員

いまの御説明は承りましたが、歳入

欠陥を生じないよう努力していくとおっしゃら

れます。これは当然のことでございますが、大臣としましてはいまの段階で歳入欠陥は生じない、大丈夫だ、そういうおつもりですか。

○渡辺国務大臣

そのように最大限の努力をいた

しますということを申します。

○大島委員

第二の問題に、資産所得減税とい

まして最近マスクミ等にも書かれておりますが、

昭和五十九年から例の利子、配当が総合所得で課

稅されるということをご存じますか、一部では、

それではそなつたら高額の資産家には氣の毒だ

から現在の最高七五%の引き下げを考えようある

いは妻の内助の功を認めて二分二乗方式でいこ

う、こういうようなことを言われておりますが、

大臣にこれが事実かどうかお答えいただきたいと

思います。

○渡辺国務大臣 私は、財源的にうんと余裕があれば所得税体制の見直しというときには二分二乗方式は当然考えていいと思っております。しかし、余裕があるときの話でございますから、いますぐそれをやるというようなことではございません。そういうふうな問い合わせがありましたからその問い合わせに對して答えたわけでございます。

それから資産所得の問題は、資産合算の話を私はしたわけでございます。要するに、普通いま夫婦共働きということで、預金でも奥さんが四百万とか五百万とか、だんなさんが五百万とか持つておられる家庭は、中堅階級においては珍しくないのでありますよ、僕働きですから。そういうときに、グリーンカードでみんなの所得の上に三百万以上乗せるのですよ、預金に無税の三百万して郵便局も積んだりいじらないか、公債も買つたらいじらないかと言つたって、実際は各家庭ではなかなかそこまで気を回して全部買つているとは限らぬのですよ。したがつて、そういうようなくらいに三百万を超える分は当然総合課税になるわけです。ところが、本人の総合課税でなくて一千万以上の所得があるという場合には多い方に総合課税になると、いうことでございます。それはしかしどういうものかな、いまどきの一千万円の話でもございますし、それから配偶者といえば普通は、常識的に

離課税というのは例外なんで、総合課税、これは

当然のことだと思うわけです。しかも資産所得一千万といいますと、やはり何といいましても決して低額所得者ではないと思います。こういう人たちは過去ずっと分離三五年で恩典に浴してきていたわけです。それをこの際七五%の引き下げとかなんとか、これはどうお考えなのかわかりませんけれども、それならば一千万円以下の人にも二分二乗方式とかあるいは税率の引き下げとかいうことは考えていいんじゃないかと思います。

○渡辺国務大臣 私は、二分二乗方式の人は別に高額所得者がどうで低額所得者がどうでということが言つたわけじゃないのです。所得税全体の問題として、将来減税財源とかそういうものが出て再建のめどがついて、それで、しかも減税財源が確保されるというような条件がそろえればということで、別にそれは高額も低額もない、みんな一律の話でございます。

たつて何ら差し支えのないことであつて、ともかく八千万以上七五%というような所得税の課税は、しかもそれはもう何年ぐらいたるのではあります。しかも今度は総合課税になることになれば先進国では例を見ないような非常な超々超過累進税率とか、かなりの年数、少なくとももう十数年、長い間そのままいじらないということになつております。しかも大蔵省は背番号制にしようというお考へで、それが国民の猛反対を食らつてグリーンカード制度、少額貯蓄カードというふうになつたのですが、当初大蔵省は背番号制にしようとお考へで、それが国民の猛反対を食らつてグリーンカード制度、少額貯蓄カードというふうになつたのでございますけれども、いまでもやはりこれだけ背番号と余り変わらぬじやないか、全資産がわかるんじやないか、こういうふうに言われておるわけでございます。たとえば今までまじめに申告していた者、これが今度こういうふうに変わるのはわれわれ納税者を疑うのかというふうに思ふわけでございます。

それらとも関連しましてプライバシーを侵害するということにつきまして、グリーンカードの導入と同時にプライバシーの保護、善良な納税者の保護といいますか、そういう人々のためにプライバシーの保護を図る必要があるんじやなかろうか。たとえばプライバシー保護法というようなものを制定したらどうかという意見もあるのですが、これにつきまして主管庁である行政管理局の御意見をお伺いしたいと思うわけでございます。

○坂本説明員 お答え申し上げます。

昨年の九月でござりますけれども、OECDか

らプライバシーの保護を図るようとにという勧告がございました。行政管理局としまして従来から行

政機関におきますプライバシーの問題は手がけて

きたわけでございますけれども、その勧告を見ま

すと、プライベートセクターと申しますか、民間

におきますたとえば銀行とか保険とか、そういう

プライベートセクターのプライバシーの保護も

講ずるようになりますけれども、その勧告を見ま

すと、プライベートセクターと申しますか、民間

のプライベートセクターのプライバシーの保護も

OECD加盟二十四カ国のうち十カ国、ア

メリカそれからフランス、西ドイツ、主要国がす

でにプライバシー法を持っておるという実態がござります。私どもとしましても、この問題はな

○大島委員 私がお伺いしたいのは、そもそも分

○大島委員 それはそのとおりでございます。二分二乗方式は、これは一律のものでございますけれども、今まで非常に図典に沿してきた高額所得者、しかも七五%というような最高税率のかかるような高額所得者を、仮に財源の余裕が出てもそれほど優遇する必要はないんじやないか。優遇ならばむしろ低額所得者に優遇をすべきじゃないか、こういうふうに思うのです。

○大島委員 事務当局にお伺いしたいのですが、國税、地方税合せて九十何%の超々累課税率を課せられるような個人所得者というのは大体どのくらいあるか、わかりませんか。それは見直す必要があるのではないか。やはり世界の常識というものは一応あるわけですから、総合課税へ今度移行するということになれば、それのことも参考にしてそれは見直す必要があるのではないか。どうか

○高橋(元)政府委員 いま手元に持つております資料では二千万超のところまでしかわかつておりません。二千万超の方が昭和五十四年で全体で十二万人おられて、納税人員に対して〇・三%であるということでございます。この税率表で申しますと二千万超は上積み税率は五〇%でございません。ですから七五%を超えるところは課税所得で八千万超でございますから、それらの方々の数はいま申し上げたところからしても少ないだろうということとはわかりますが、ちょっとといま統計上そういう刻みがございませんので、五千万円超というものをとつて申し上げますと、これは五十四年の申告所得税でございますが一万四千百三十人で全体の納税者の〇・二%でございます。この場合の上積み税率は六〇%でございます。これに地方税が乗りますと八一%ですか、になるということがでござります。

○大島委員 参考のために、この資料は主税局で

○高橋(元)政府委員 これは国税庁ですね。すか国税庁ですか。これは国税庁ですね。

ます申告所得税の実態という調査によつてお答え

をしておるわけでございます。

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十五号 昭和五十六年四月二十二日

ざりにはできないという考え方でございまして、こ

としの一月から、東京大学の元学長をしておられ

ましたが、加藤一郎先生を座長にいたします

プラ

イバシー研究会を設けております。

おおむねこの十二月には結論を出していくま

してから具体的な検討に入っています。

いこういうふうに思つておる次第でございます。

○大島委員 こういう善良な納税者の保護とい

う意味におきましても大臣はいまのプライバシーの

保護に関しまして何かお考えになつておられます

か。所管ではないにしても、グリーンカード制度導入の所管でございますので。

○渡辺国務大臣 グリーンカードがその人のプライバシーを侵害するというようなものに使われる

ものでは決してございません。このグリーンカー

ド制度の発想というものは、ともかく公平を期

せ。したがって、免税所得で何千万も貯金をして

いるような、インチキされてもいまのじやなかな

かわかりずらいじゃないか、だから公正を期せ、

公正を期すためにははつきりしたことをつかまなければ期しようがない、そのため導入をされた

ものでございまして、これによつて大増収を上げ

そのためにつくるわけですから。どっかかです

け。だから貯金がわかつたから、そのこと自体ア

ライバシーが侵されたということになればこうい

う制度はできないわけですから、どっちを優先す

るかということであつて、その税の公正を期せと

いうことを優先するという皆さんの、国民全部か

どうか知らぬが、国会の大多数の皆さんの御意見

によってつくつたものでございまして、私はその

程度のことは仕方がない。しかしながら、プライ

バシーの侵害にはならないよう细心の注意も払つていかなければならぬ、こう思つております。

○大島委員 いまの行管庁のお話によりますと、

加藤先生を座長とする委員会の結論が近く出るよ

うでございますので、それを待ちましてまたお伺いしたいと思います。

最後に大臣にお伺いしたいのです。

税法、大臣は会計知識もありでございます

し、私も若干はあるつもりでござりますが、法律

家としましてもう何とも解釈のしようがないほど

非常にむずかしい税法になっている。しかも、こ

れは法律の錯誤を生ずるような部分もある。ドイ

ツ税法あるいはアメリカ税法を見てもこんなこと

は決してむずかしく書いてない。これを全面的に

納税者にわかりやすくするというようなことにつ

いてひとつ大臣のお考えを——これは大きな問題

になると思うのです。いわゆる法律の錯誤を生じ

ますので。そういうことで、全面的に所得税法か

ら始まって法人税法、これをわかりやすく書くと

いうことは、優秀な人材がそろつてある主税局に

とつてできない話ぢやないと思うのです。これは

大臣、どういうふうにお考えでございましょうか。

○渡辺国務大臣 なるべくわかりやすく書くとい

うことの趣旨は私も賛成です。私ども、たとえ

ば特別措置法なんか読んでも、引用条文ば

かり多くて本当に三回読んでもわからない条文が

ありますよ。本当にそうですから、特別措置法の

中なんか特に多い。何とか本当これをわかりやす

くできないものかということでお考えでございますが、こ

れは法技術の問題で、結局一方において公平を期

す、抜け穴をなくすというところにだけ力がどう

ね。だから貯金がわかつたから、そのこと自体ア

ライバシーが侵されたということ何というの

う制度はできないわけですから、どっちを優先す

るかということであつて、その税の公正を期せと

いうことを優先するという皆さんの、国民全部か

どうか知らぬが、国会の大多数の皆さんの御意見

によってつくつたものでございまして、私はその

程度のことは仕方がない。しかしながら、プライ

バシーの侵害にはならないよう细心の注意も払

つていかなければならぬ、こう思つております。

思つております。

○大島委員 主税局長どうですか。

という御指摘、私ども率直に承つております。

先ほどお答えしておりました三十六年の税調の

第二次答申でもやはりわかりやすくしろ。そのた

めにはアメリカの内国歳入法ではクロスレファレ

ンスという制度がありまして、条文の表現がござ

いまして一つの税法が他の税法の規定を引いてい

る場合には、何法の第何条を見ろということをわ

ざわざ条文として起こすという制度があつたわけ

でございます。そういうことも参考にして税法を

国民にもわかりやすくしたらどうだ

という御指摘がございました。四十年に所得税法

と法人税法は枝番がたくさんついてしまいまし

て、收拾がつかなくなりましたので全文改正をし

たわけですが、そのときにも二重括弧で引用をし

ないとか、要件が二つ以上ある場合にはなるべく

号に分けて書くとか、例外は項を分けて書くと

か、いろいろなそういうわかりやすいことを目的

とした税法の編集をやつたわけでございますけれ

ども、現在いろいろその御指摘が多いと思つ

ておりますのは租税特別措置法でございます。こ

れは一般法にありますところの取引行為の中で、

特定の政策目的に係る特定の経済行為だけを取り

出してそれに特則を書くものでござりますから、

す、抜け穴をなくすというところにだけ力がどう

ね。だから貯金がわかつたから、そのこと自体ア

ライバシーが侵されたということ何というの

う制度はできないわけですから、どっちを優先す

るかということであつて、その税の公正を期せと

いうことを優先するという皆さんの、国民全部か

どうか知らぬが、国会の大多数の皆さんの御意見

によってつくつたものでございまして、私はその

程度のことは仕方がない。しかしながら、プライ

バシーの侵害にはならないよう细心の注意も払

つていかなければならぬ、こう思つております。

す。明治三十三年でございます。これによりますと、まず十二条では、収税官吏は犯則ありと思料するときは告発すべしとあります。それから、先

ほど佐藤委員からも間接税についていろいろお話をありましたが、私は別の角度から申し上げるの

ですが、間接税については十四条におきまして、国税局長なり税務署長なりが間接税で犯則がありましたが、間接税については十四条におきまして、

國税局長なり税務署長なりが間接税で犯則があるわ

けでございます。直税にはこの通告処分制度とい

うのはないわけでございますが、この辺の権衡問題はどうお考えになりますか。

○高橋(元)政府委員 国税法の十四条で通告処分の制度が設けられておることはただいまお話をとおりでございます。これをなぜ置いておくのかと

いうことでございますけれども、これは間接税に

関する犯則事件の特殊性ということから来ておる

わけでございます。印紙税法につきまして昭和四

十二年改正で通告処分の制度を廃止しました後

は、かつてのようなことはないにしても間接税の

犯則事件というものは非常に数が多いわけでござ

ります。それで罰金または料料に相当するとい

ういます。それで罰金または料料に相当するとい

うことです。それで罰金または料料に相当するとい

徴収するということが課税官庁及び犯則者両方から見てより便宜と言つたらおかしい言葉でござりますが、より便宜であるというようなこともありますかと存ります。

それから三つ目に、間接税の犯則事件というものは非常に証拠がはつきりしております。通常の刑事手続も簡単な手続によつた方が合理的ではないかということでございまして、昭和五十四年度あたり間接税の犯則件数六百十四件と申し上げましたが、そのうち直告発をしましたのは十件足らずでございまして、通告をいたしましたものがほとんどでございますけれども、その中で九九%は通告処分の履行という形で訴訟にいかずに済んでおりますから、間接税という税の特殊な性格、物税という特殊な性格からいたしまして間接税については不服があれば通告処分を履行せず裁判手続に移行するという権利の保障はできておるわけでござりますから、間接税という税の特殊な性格、物税という特殊な性格からいたしまして間接税については通告処分を設けておる。それを設けておる理由は今後とも十分あるというふうに考えております。

○大島委員 それであるならばその制度は軽微な直税に適用はできないのですか。たとえば戦前は御存じのとおり軽微であろうと重くあろうと免れた税金の何倍という定額形式でございましたね。そうしますと現在直税についても軽微なものについてはひとまず國犯法十四条でやる、どうしてもだめなものは告発する、軽微な脱税について通告処分制度はとれないのですか。

○高橋(元)政府委員 間接税は物税でございますから、物を動かします場合に税の負担を免れるけれども、所得課税、資産課税というような直接税につきましては一定期間または一定時期における財産のあり高、一定期間における収入支出の総体といふものを押さえませんと真実の租税債務の確定ができないわけでございます。そういう意味では租税債務の確定という点で間接税には明白性がありますし、また簡便にそれが把握できるという

点で違つておるわけでございます。直接税につきましても、裁判手続によるところではござりますが、そこにいかないで、たとえば事態の仮装、隠蔽によりますところの申告につきまして重加算税

を課することによって告発せずに終わってしまうというケースも多々あるわけでございますから、直接税の場合には重加算税制度を使い、間接税の場合には通告処分制度を使う、こういう形のそれぞの税の特質に見合つた簡単な手続が開かれてゐるというふうに私どもは理解しておるわけであります。

○大島委員 先ほど告発事件の受理件数それから告発率の説明がありましたが、ほとんど全部告発しているということでござりますけれども、告発され、起訴され裁判される、その結果全くのミスであったというような事例はなかったですか。

○飛田説明員 裁判で有罪が確定したけれども実

は全く脱税していなくて本当は無実であつたといふことが後でわかったというような事例は、私は聞いておりません。

○大島委員 ちよつとそれに関連してお伺いしたいのですが、もちろん脱税者は悪いです。しかし脱税者は脱税者なりにある程度人権もあるんですし、その人権は尊重しなくならないと思うのでござりますけれども、脱税の新聞発表ですね。私が取り扱つた事件の中で、新聞に出てしまつて国税庁はどういうように考えておられますか。

○岸田政府委員 査察調査に入りましたしてそのうち告発をいたしますのは、最近の事例でござりますと大体七割でございます。三割が引き継ぎといふ状況でございます。先ほどの告発をするかどうかの基準があるのかどうかという御質問でございま

すが、脱税犯の様態は非常に多岐にわたつておるといいますかいろいろな形態がございまして、一律の基準でそれを判断するということはなかなかできないわけでございまして、先ほど先生申されましたように犯意がとれるかどうか、脱税の規模がどうか、それからもう一つは刑事訴訟にたえられるだけの証拠の収集ができるかどうか、これらを勘案をいたしまして、個別一件ごとに検察とも十分相談しながら告発要否を決めておるわけでございます。

○大島委員 この基準を公表はいたしておられません。ただ査察事件の特殊性でござりますが、非常に関係人が多いものでございますから、その点からマスコミ方面にもいろいろ情報が流れます。ですから一般的の行政犯と同じに比較できる性、反道徳性があるというような指摘もなされ、課税権を侵害して国民の税負担の公平を損なうと問題で、果たしてうまく御説明できるかどうかわかりませんけれども、少なくとも脱税犯は国家の自然犯と行政犯との境界がどういうものかということについての御質問でございまして、最近、これでも、他の一般の行政犯と比べまして均衡はとれているでしょうか。法務省でも主税局長でも結構です。

○飛田説明員 お話を自然犯と行政犯という非常にむずかしい、法律形式のちょうど中間にまたがることについての御質問でございまして、最近、自然犯と行政犯との境界がどういうものかというようなことは学問的にいろいろ論議されている問題で、果たしてうまく御説明できるかどうかわからないけれども、少なくとも脱税犯は国家の課税権を侵害して国民の税負担の公平を損なうというようなところから行政犯に属するものであろうと思うわけでございますけれども、片や反社会的でござります。

○岸田政府委員 査察事件につきまして私どもの方といたしましては現在は一切公表はいたしておられません。ただ査察事件の特殊性でござりますが、非常に関係人が多いものでございますから、その点からマスコミ方面にもいろいろ情報が流れます。ですから一般的の行政犯と同じに比較できるかどうかあるいは自然犯と同じに比較できるかどうかあるいは自然犯と同様に罰せられるべきだと思われる行政犯であろうと思うわけでござりますけれども、たとえば脱税犯と同じよう

構でございますが、告発する、その前には検察官と検察官の告発要否査察協議会にかけてそれで

OKというのであれば検察官が受理して起訴する

こと

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

総理府の調査によりますと、納税に関する意識調査、五十四年にやつたと思いませんが、大体十萬円

ぐらいの脱税はスピード違反に相当する、それか

ら五百万ぐらいの脱税は詐欺、横領に相当すると

いう意識が圧倒的に強い。それから、一億以上の脱税は強盗に相当する。もう一遍言いますと、十

万円ぐらいいの脱税ならばこれはスピード違反程度

だ、五百万ぐらいいの脱税ならば詐欺、横領程度だ、一億以上になると強盗程度だ、こういうふう

な意識調査が出ているわけでございますけれども

も、この法定刑五年は、間接税の問題はいいです

けれども、他の一般の行政犯と比べまして均衡は

とれてるでしようか。法務省でも主税局長でも

結構です。

○大島委員 国税庁でも法務省でもどちらでも

かということをお伺いしたいと思うのです。

〔委員長退席、大原(一)委員長代理着席〕

査察事件につきましては、まず一つは査察事件の犯意が要

る。罪を犯す意なき行為はこれを罰せずですから

「準犯所得」が幾らであるか、「その他所得」が幾

らであるかというようなことを分析して起訴に踏

み切るわけでございましょうけれども、告発要否

勘案協議会へかけるのは大体どのくらいなのか、

あるいは告発する基準はどの程度なのかといふこ

とは、やはり不公平があつたらいけませんから、

OKというのであれば検察官が受理して起訴する

こと

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十五号 昭和五十六年四月二十二日

ではなかろうか、こういうふうに考えております。
○大島委員 権衡がとれでおればそれで結構だと思います。

国税庁にお伺いしますが、さつきもちょっと大臣に話しましたように、五十九年からグリーンカード少額貯蓄制が実施されますが、今まで査察立件といいますとほとんど言つてもいいほど架空名義預金から出でてきている、これが圧倒的に多いと思うわけでございます。これでもってたとえば徳川家康とか豊臣秀吉という架空名義を使つても査察官はそれを見出す、そして査察立件する、それから起訴して公判になる、こういうことでございますけれども、五十九年からグリーンカード制度が実施できました場合に、今後悪質なものが、たとえば架空名義をもう余りできないからそれを宝石にかえようとかあるいはスイスの銀行に送ろうとかそういうことになつて査察制度が非常にむずかしくなると私たちも思つんですが、その点どう考へておられますか。

○岸田政府委員 確かに査察調査の段階で架空名義を端緒といたしまして発覚をするという事態は多いわけでござりますが、ただグリーンカード制度が採用されたからといってそれほど資金的な動力が過渡的にはどうかわかりませんけれども、基本的にはそれほどないんではないかといふふうに考へておりますので、基本的には査察調査についてそれほど変更する必要はないんではなかろうかというふうに考えております。

○大島委員 査察立件するのを要するに申告が過少であつた、申告と真実の所得の誤差がきわめて大きいから査察立件するということになるんですねが、ところが、一体申告も何もしないといふふうにはどういふ——いわゆる無申告ですね。惡意ですかから単純申告ぢやないので申告も何もしないといふふうに考へております。
○高橋(元)政府委員 無申告犯といふものは、終戦直後は詐欺その他不正な行為による租税の回避

であるということで脱税犯として問うておつた時代があるようございますが、たしか昭和二十四、五年の最高裁の判決で、無申告であればそれは行為がないのだからしたがつて脱税犯に問えないとということになりました。そこで納税秩序を維持いたすという必要もございまして、無申告につきましては現在一年以下の懲役または二十万円以下の罰金という法定刑がついておるわけでございまして、ただし「偽りその他不正の行為」たとえば不実の記載をしましたいわゆる二重帳簿を作成するとか、決算について作為をいたしますとかそういう不正の行為を伴う無申告で、後でその事実がわかりました場合には、これはやはり脱税犯として五年以下の——その後國税を免れるときに脱税犯が成立するわけでございますから、五年の除斥期間が七年に延びるという事態になるわけでございます。

○大島委員 いや、私がお伺いしているのは、過少の申告書を提出すれば脱税犯となつて、何もしないで無申告でおればこれは単純無申告犯といふふうになりかねない。これは非常に不合理ではないかということをございますが、その点どうですか。
○飛田説明員 過少申告と何もしないで黙つているのとその行為は大体同じような行為ぢやないか、こういうふうなことを前提としての御質問のようになりますが、それは起訴できないと言えども、内心の意思が同じように税を免れようというところにある場合でございましても、その税を免れようとすれば非常にむづかしいと思います。むづかしいからそういうものは起訴できないと言えども、身もふたもないわけでございまして、私どもとしてはそういうふうに認定される者とはやはり脱税犯として重く処罰されてもおかしくはない、こういふふうに考へておるわけでございます。
○大島委員 繰り返しでございますが、主税局長、まだ申告を過少でも出す方がかわいいのでしょうか。過少申告が「偽りその他不正の行為」であると評価が行われてしかるべきだと思ひますし、その過少申告が「偽りその他不正の行為」であると評価が行われるために積極的行動に

「偽りその他不正の行為」をして税を免れることをやっているけれども申告はしないという場合でございますから、後で調べられたら税務当局をございますから、後で調べられたら税務当局をございませんが、いろいろなつもりで二重帳簿をつくつておりまして、その表の方には少ない帳簿をつけている、しかしながら、申告期には全く

申告しないで知らぬふりしている、こういうふうな場合がおつしやるような無申告の脱税犯の典型的な形態であろうと思うわけでござります。そう見えばそれははつきりした証拠になるわけですが、それははつきりした証拠になるわけでございまして、いままでそういうふうなことで押収搜索などで二重帳簿が出てくるということであればそれははつきりした証拠になるわけでございまして、いまでもそういうふうなことで申告の脱税犯を起訴した事例もございまして、捜査のしようによつては証拠を集めることは可能である、こういうふうに考へております。
○大島委員 そういうふうに二重帳簿とかあるいは裏口預金が見つかればいいですが、何にもない、見つからぬ場合の犯意の立証というのはどうするのですか。
○小幡政府委員 これはおつしやるとおりであるとすれば非常にむづかしいと思います。むづかしいからそういうものは起訴できないと言えども、身もふたもないわけでございまして、私どもとしてはそういうふうに努力しているわけでございます。
○大島委員 繰り返しでございますが、主税局長、まだ申告を過少でも出す方がかわいいのでしょうか。過少申告が「偽りその他不正の行為」であると評価がある、または極端な場合、税務職員に賄賂の申し出をするという場合には、これはもうまさに行為が伴つてまいつて、そこで脱税犯そのものになるわけでございます。そういうケースから、無申告でありますと脱税犯として处罚することが可能でもござりますし、私どもは現行の「偽りその他不正の行為」を伴わない単純無申告の「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」という条文だけで非常にそこはアンバランスになつておるというふうには考へおりませんが、今後ともよく世の中の実情というものは勉強してまいらなければならぬというふうに考へております。

○大島委員 これは大きな問題ですから、宿題としてひとつ無申告に対してもうするかといふことをお考へになつていただきたいと思うわけでござります。
○大島委員 これは非常に大きな問題ですから、宿題としてひとつ無申告に対してもうするかといふことをお考へになつていただきたいと思うわけでござります。
○高橋(元)政府委員 確かに、じつとして無申告のままで、たとえば二重帳簿の作成等「偽りその他不正の行為」とは原則的に一体どういうことを言つわけですか。
○高橋(元)政府委員 脱税行為といふものは非常に

という御指摘があるわけでござりますけれども、ただ、一般に所得がないために申告されない方、単純な無申告というのは非常に多いわけでござります。漫然と申告期限を徒過することは多数人が犯しやすい。そういう者といま仰せのようなかなり悪質な者との差が果たして立法上うまく表現できることもあろうかと思います。いま法務省からもお答えがありましたように、そういうものの立証は大変むずかしいとしても、やはり犯意を立証して不正な脱税であるとして处罚するという努力もされていくわけでござりますが、申告がなくとも、たとえばいろいろな端緒から調査をいたしまして、質問調査に對して虚偽の申立してある、それが虚偽であるという立証がある、または極端な場合、税務職員に賄賂の申し出をするという場合には、これはもうまさに行為が伴つてまいつて、そこで脱税犯そのものになるわけでございます。そういうケースから、無申告でありますと脱税犯として处罚することが可能でもござりますし、私どもは現行の「偽りその他不正の行為」を伴わない単純無申告の「一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金」という条文だけで非常にそこはアンバランスになつておるというふうには考へおりませんが、今後ともよく世の中の実情といふものは勉強してまいらなければならぬというふうに考へております。

に複雑多岐な態様があると思ひます。もつと明白に構成要件を規定した方がトラブルがなくていいのではないかというお示しかと思ひるのでござりますけれども、仮にそういうことをやりますと、罪刑法定主義でございますから、そういう構成要件を満たさなければ幾らでも、実質的には「偽りその他不正」であっても脱税に該当しないような工夫というものも可能になってきて、かえつて社会全体の倫理とか納税秩序の維持から問題もふえてくるという場合もあるわけでございます。

判例法の積み重ねによりまして現在「偽りその他不正の行為」というものの内容もだんだん明らかになっておりまして、たとえば裁判所の例を若干申し上げさせていただきますと、営業主体を他人の経営に係る会社名義で偽装をした場合、それから山林所得を取得して事業所得だけの虚偽申告をした場合、脱税の意図を持って二重帳簿を作成、備えつけをする場合、これらは「偽りその他不正の行為」に当たるという判例もござりますし、そういう多数の判例の積み重ねの中から具体化した「偽りその他不正の行為」の態様も浮かび上がつてくるわけでございますから、私はここで立法技術論として「偽りその他不正の行為」の内容をもつともと明確に書くということを假にいたしましても、その他偽りまたは不正の行為といふのはやはり残つてしまふというふうに思ひますし、またそうでなければ税の秩序が保たれません限り、これをさらに具体化するというお示しの御意見についてはなかなかむずかしいとお答えせざるを得ないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○大島委員 先ほど佐藤委員の御質問で、私もうつかりしておったのですが、私はこれは「詐偽その他不正の行為」とばかり思つておったのです

が、いつの間に「偽り」と変わったのか、「詐偽」から「偽り」に変わったその理由は何ですか。

○高橋(元)政府委員 所得税法の昭和二十二年改正の際には確かに「詐偽その他不正の行為」であったわけですが、昭和四十年に所得税と

に構成要件を規定した方がトラブルがなくていいのではないかというお示しかと思ひるのでござりますけれども、仮にそういうことをやりますと、罪刑法定主義でございますから、そういう構成要件を満たさなければ幾らでも、実質的には「偽りその他不正」であっても脱税に該当しないような工夫というものも可能になってきて、かえつて社会全体の倫理とか納税秩序の維持から問題もふえてくるという場合もあるわけでございます。

判例法の積み重ねによりまして現在「偽りその他不正の行為」というものの内容もだんだん明らかになっておりまして、たとえば裁判所の例を若干申し上げさせていただきますと、営業主体を他人の経営に係る会社名義で偽装をした場合、それ

から山林所得を取得して事業所得だけの虚偽申告

をした場合、脱税の意図を持って二重帳簿を作成、備えつけをする場合、これらは「偽りその他

不正の行為」に当たるという判例もござります

し、そういう多数の判例の積み重ねの中から具体化した「偽りその他不正の行為」の態様も浮かび

上がつてくるわけでございますから、私はここで

立法技術論として「偽りその他不正の行為」の内

容をもつともと明確に書くということを假にいたしましても、その他偽りまたは不正の行為といふのはやはり残つてしまふというふうに思ひますし、またそれでなければ税の秩序が保たれません限り、これをさらに具体化するというお示しの御意見についてはなかなかむずかしいとお答えせざるを得ないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○大島委員 先ほど佐藤委員の御質問で、私もう

つかりしておったのですが、私はこれは「詐偽そ

の他不正の行為」とばかり思つておったのです

が、いつの間に「偽り」と変わったのか、「詐偽」

から「偽り」に変わったその理由は何ですか。

○高橋(元)政府委員 所得税法の昭和二十二年改

正の際には確かに「詐偽その他不正の行為」であ

ったわけですが、昭和四十年に所得税と

法人税法の全文改正をいたしまして、そのときに意味は同じであるけれども、多分当用漢字とかそういうことがあったのでございましょうか、「偽りその他不正の行為」という表現にして、今回の罰則整備法案で御審議をお願いいたしておりますにつきましては、入場税その他につきましても「偽りその他不正の行為」という表現に改めさせていただいておりますが、内容的には全く同様でございます。

○大島委員 最後に国税庁にお伺いしたいのですが、いわゆるタックスヘーブンの税制改正ができるましにタックスヘーブン調査もしていると思うのですが、これらについて最近の事例ですね、たとえば守秘義務がありますから個別的には聞きませんけれども、件数あるいは金額あるいは逃税先あるいは業種あるいは最高の脱税金額、こういうことをした場合、脱税の意図を持って二重帳簿を作成、備えつけをする場合、これらは「偽りその他不正の行為」に当たるという判例もござりますし、そういう多数の判例の積み重ねの中から具体化した「偽りその他不正の行為」の態様も浮かび上がつてくるわけでございますから、私はここで立法技術論として「偽りその他不正の行為」の内容をもつともと明確に書くということを假にいたしまして、その他偽りまたは不正の行為といふのはやはり残つてしまふというふうに思ひますし、またそれでなければ税の秩序が保たれません限り、これをさらに具体化するというお示しの御意見についてはなかなかむずかしいとお答えせざるを得ないというふうに御理解いただきたいと思ひます。

○大島委員 先ほど申しました百十億は、申告によりますところの留保金額でございまして、これは不正所得ではございませんので、現在、そ

れ以外に、申告をしていないタックスヘーブン税

制を逃れたものにつきましては調査中でございま

すので、数字はちょっと申し上げられる段階ではございません。

○大島委員 それを国税調査官が何人ぐらい海外へ行って調べているのですか。

○岸田政府委員 海外取引関係の会社でございま

すと全国にございますので、調査課所管の調査官

が相当数は動いておると思いますが、それに関係

のあるのが何人かと申されますと、ちょっとお答

えしにくい状況だと思います。

○大島委員 大いに海外へ行つてこういうものを

調査してもらおう必要があるのでですが、旅費なんか

は十分なんですか。

○岸田政府委員 財政再建の折でもござります

で、今年度の海外旅費はざつと言いまして昨年度

と大体同額でござります。

ましては、その限られた予算の中で最も効率的に

やるよう検討をいたしておりまして、大体現在

のところは十チーム、三十名くらい海外に派遣を

いたしておる状況でございます。

○大島委員 チームと申しますと……。

○岸田政府委員 大体二名くらいの編成でやっております。

○大島委員 それでは、お昼前でもございます

し、私の質問は終わりますが、時間がまだ十分ござりますけれども、最後に一つだけお願ひいたします。

そもそも本法案の最も身近な由来は、やはり汚

職防止というところから出てきておるだろうと思

うわけでございます。これが国民の世論になつて

この法案ができ上がつたのでございますけれども、現在から見ると、いわゆる大法人といふのは

ほとんど脱税ができるような仕組みになつてい

るという事情、逆に言えば脱税の対象となるのは

も、現在ではほとんど全部と言つていいほど中小ある

企業法人でござります。もちろん脱税は決し

ていいことではありませんけれども、この法案は

いわば大法人にとつては全然と言つてもいいほど

現在ではほとんど全部と言つていいほど中小ある

企業法人でござります。もちろん脱税は決し

ていいことではありませんけれども、この法案は

いわば大法人にとつては全然と言つてもいいほど

意味のない法案で、結局中小企業法人がもしそれ

によつて徴税を強化されるとなるならば、これは

また非常に不均衡じゃないかということで、この

法律の適正な運用につきましては、国税庁、特に

慎重に留意していただきたいということを申し上

げます。また総務委員長の一番きらいな附帯決議

かどうか知りませんけれども、十分慎重な取り扱

いをしていただきたいというふうに思ひまして、

質問を終わります。

○大原(一)委員長代理 午後二時に再開すること

とし、この際、休憩いたします。

午後零時四十六分休憩

業、それから銀行、証券、これはタックスヘーブンにペーパーカンパニーで起債などをするとといふような事例が多いようでございます。親会社の

業種も、先ほど申しましたような海運業、貿易業、銀行、証券というような感じになつております。

それから、不正所得の関係でございますが、現在は、申告をいただきました。五十五事務年度、昨年の七月から今年の六月まで、この間に調査中

でございまして、不正所得について、これに関連をいたします数字はまだ把握いたしておりません。

ただ、現実にそういう関係のありますような法人の調査につきましては、タックスヘーブン税

制を十分念頭に置いて調査をするように指示をいたしておる状況でございます。

○大島委員 その中で一番大きな脱税規模はどのくらいだったかわかりませんか。

○岸田政府委員 先ほど申しました百十億は、申告によりますところの留保金額でございまして、

これは不正所得ではございませんので、現在、そ

れ以外に、申告をしていないタックスヘーブン税

制を逃れたものにつきましては調査中でございま

すので、数字はちょっと申し上げられる段階ではございません。

○大島委員 それを国税調査官が何人ぐらい海外へ行って調べているのですか。

○岸田政府委員 海外取引関係の会社でございま

すと全国にございますので、調査課所管の調査官

が相当数は動いておると思いますが、それに関係

あるのが何人かと申されますと、ちょっとお答

えしにくい状況だと思います。

○大島委員 大いに海外へ行つてこういうものを

調査してもらおう必要があるのでですが、旅費なんか

は十分なんですか。

○岸田政府委員 財政再建の折でもござります

で、今年度の海外旅費はざつと言いまして昨年度

と大体同額でござります。

ましては、その限られた予算の中で最も効率的に

やるよう検討をいたしておりまして、大体現在

のところは十チーム、三十名くらい海外に派遣を

いたしておる状況でございます。

○大原(一)委員長代理 一チークと申しますと……。

○岸田政府委員 一チークと申しますと……。

○玉置委員 今回の脱税に係る罰則の整備等を因

るための国税関係法律の一部を改正する法律案、非常に長い名前でございますけれども、要は、ロッキード問題のときいろいろな時効の問題が生じてきて、そういうところからこの時効を何とか食いとめる方法はないか、そういうような趣旨で今回長くされたのではないかと思ひますけれども、まず最初に、特に大手の商社、そして建設とかいろいろな絡みのあるそういう会社、その大手企業を中心としたこういう一連の動きの中に、今回括してということでございまして、中小企業

関係、特にその税務面の知識の非常に薄い、薄いというか少ない、そういう関係の方まで巻き添えにされるということがありまして、その辺でぜひ再度その実施についての慎重な態度を検討をお願いしたい、かように思うわけでございます。

それで、一つは今回の公訴時効という期間が延長されるということにつきまして、考え方によりましては、現在たとえば三年周期で循環調査のよましいことをやられておられますけれども、その三年というものがまず循環、要するに時効が延びた三年循環を五年循環にするということで、同様で考へれば要するに一・六倍強の把握対象を広げることができるのではないか、そういうこともまず考へるわけでござりますけれども、現在いろいろな脱税というのが年々後を絶たないわけでございまして、そういうことを踏まえて今回の公訴期間を延ばし、時効を延ばしたということに關して、まず今までのその調査の取り組みについてどういうお考へを持っておられるか、それについてお答えを願いたいと思います。

○小幡政府委員 ただいまの件でござりますけれども、今回の改正をお願いしております点は、偽り、不正の行為によりまして税を逋脱するというようなものにつきまして、從来の除斥期間五年でございましたものを七年までに延ばそう、こういう法律でございます。したがいまして、先生いま

御指摘のございましたよらないわゆる一般的の過少申告の事案、そういうものについて現在の除斥期間が三年ということになつておるわけでございますが、これを延ばすというような内容のものではないわけでございます。そういうふうなことから企業を中心としたこういう一連の動きの中に、今一度括してということでございまして、中小企業が、これは所得税の事案におきますと、年間調査しております件数のうち一弱のものでございます。それから法人税の事案について見ますと、年間調査しておりますものの二%程度、こういうふうなものがいわゆる偽り、不正の行為による税の逋脱ということで取り上げられておる、こういうことでございまして、したがいまして、いま先生がおっしゃいましたような一般的な私どもの税務調査の取り組み方の中で、大きく税務調査の体系が変わってくるとか、実調率が変わってくるとか、そういうふうな問題ではございませんで、ごく例外的なその偽り、不正を行つておるような人たち、そういうよろいわゆる大口悪質といいますか、そういうふうな事案に対しましてはそういうふうな問題が延びてくる、こういうふうなことでございますので、私どもいたしましてはそういうふうなことでございまして、一般的な過少申告事案といふものとは別に、

特にこういう大口悪質なものについてこの七年の除斥期間という問題があるというふうなことでござりますので、格別私どもの調査のやり方等がこれによつて変わつてくるというふうなことはないというふうに考へておる次第でございます。

○玉置委員 いままでのとおり、何年に一回か、必ずいろいろな調査方法を毎年手直しがされておりますけれども、把握率といいますか、調査対象

が拡大される中で効率を上げていこうということでお尋ねでございますが、これは先ほど申し上げましたように、通常の除斥期間を超えて四年、五年の課税を行つたというものは、さつき申します。しかしながらその件数がどのくらいかということは、特に私ども集計したものはございません。

それから、今までの税務調査でいわゆる不正といふふうなものがどのくらいあつたかということが、それから、今までの税務調査でいわゆる不正といふふうなものがどのくらいあつたかといふふうなものがどうぞ、把握率といいますか、調査対象

を賦課したような事案といふものは、個人所得税では約二%程度でございますし、それから法人関係におきますと約一割強といふうなものがございますが、ここでいま議論になつております除斥期間の偽り、不正のものを延ばすという点につきまして、さつき申し上げましたようなことでござりますと、非常にむずかしいと思うのですけれども、いかに偽りというものを立証するか、あるいは不正といふふうのものを立証するかと、ということ、要するに時間がたつにつれて人の覚えが非常に悪くなりますし、書類なんかも非常にそろいにくくいというような中で、いままで不正件数と言われるものがどれだけあったか、そしてまず一つはこの時効が延長されるとということについてどういう効果があるか。これはわかるかどうかよつとわからないですけれども、不正だとわかつていながら、つかまえられなかつたという言葉は悪いですけれども、要するに違法という摘発ができなかつた、こういうものがどの程度あり、この二年間延長ということによって得られる効果はいかほどか、簡単に言えはこないかと、そういうことについてどういう効果があるかと申します。

○小幡政府委員 従来のいろいろな税務調査の中で除斥期間五年という壁があつた。そのためにもし除斥期間がもつと長くあれば課税できたのに課税できなかつた、そういうものがあつたことは事実でございます。しかしながらその件数がどのくらいかということは、特に私ども集計したものはございません。

○玉置委員 重加算といふのは結局多い目に取られるわけですが、実はこれ、調査対象の枠が年々狭まってきている。たとえば法人ですけれども、調査対象が非常にふえてきているということが一番大きな原因だと思ひますけれども、実際のところ調査をされますと必ず追徴税額といふものが、年々狭まってきている。たとえば法人ですけれども、調査対象が非常にふえてきているということが、ある収入が必ず得られるわけですね。そういうことを考へますと、一説によりますと、国税職員一人当たり約四千万円強ですかの税収を上げることができることが言われております。今回の二年間延長といふことで、そのほか虚偽ではなくて、本当に知

る、あるいはいま全体で八%ぐらいの調査しかできない、あるいは九%ぐらいだと思ひますけれども、それぐらいしかできないのを、たとえば二割やるとかいうことにすれば、今度逆に五年で二割、ちょうど一巡するわけですね。そういうこともできるわけですし、できるだけ公平な調査という面から考えまして、やはりこの時効期間内に一巡することが望ましいのではないか、そのように思うのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○小幡政府委員 私どもの現在のいわゆる実調率でございますが、これは個人の所得税に関する見

ますと四%強、五%に達しておらない数字でござ

ります。それから法人税につきましては一〇%程

度というふうな実調率ということでございます。

先生がおっしゃいました一般の除斥期間の中で一

回転するというふうなお考へは一つのお考へ方だ

と思いますけれども、そういうお考へ方でございますと、一般的の過少申告につきましての除斥期間は現

在三年ということになつておるわけでございます

から、一般の除斥期間の三年の中に一回はいけ

る、そうしますと実調率は三三%といふことにな

るわけです。それは一つの理想的な姿として先生

の御指摘は一つのお考へかと思うわけでございま

すが、私どもの現在の定員の状況並びに納税者数

が相当ふえてきている状況等々から勘案いたしま

して、とてもそういうふうな実調を行つてございま

とはできないわけでございます。所得税でいければ

五%弱、法人税で一〇%程度という実調率を現在

のところ確保しておる。これが将来どうなるかと

いうことはわからぬわけでございますけれども、定員事情というのは依然として厳しいし、ま

た片や納税者数はふえていくでありますようし、

まいりますと、実調率をいまよりも上げていくと

いうことは非常にむずかしい。そういう中で、私たちはいろいろ工夫をこらしながら重点的な調査

をしていくことで全体の課税の公平を考えてやつておられるわけでございます。いま先生おつしやいましたその考え方というものは、いまの私どもがここでお願ひしております法律というものが一般的な過少申告の除斥期間を三年を五年に延長するということをお願ひしているわけではございませんで、繰り返しになりますが、偽り、不正、そういう特殊なものについて除斥期間を従来の五年を七年に延ばそう、こういうことでございませんので、そういう点から言いましても、現在の調査の体系というものには直ちに影響してこない問題ではないかといふふうに考へておるわけでござります。

○玉置委員 もう一回お伺いしますけれども、二年延長によりまして不正の摘発というものがさら

にふえる見込みですか。予想される金額といふものあるのは件数、もしあれば教えていただきたい

と思います。

○小幡政府委員 先ほど申し上げましたけれども、現在の偽り、不正対します除斥期間が五年

ということになつておるわけでございまして、一般の過少申告の場合の除斥期間が三年といふこと

でございますから、四年目、五年目課税といふものが偽り、不正のものに限つて行なわれている。こ

の現状はどうかということを申し上げますと、先ほど申し上げましたように所得税で一%程度、

法人大で二%程度のものしかない、こういうことでござります。これがさらに六年、七年といふふうに延びることになれば、私どもの課税の面からいきましてもより困難性が高まつてくるということは

きましてより困難性が高まつてくるということは

のところの判断というのはどういうふうにされますか。

○玉置委員 たとえばある法人化された商店で売上伝票が全部見つかなくて、それがいろんな本の間にはさまれていたというふうな場合と、いかにもそういうふうに見せかけてやつた場合と、そ

のときの判断というのはどういうふうにされますか。

○小幡政府委員 これは税務調査の際ににおけるいろいろなところで明らかにされてきました事実関係、それから、本人のいろいろな陳述その他もろもろの状況を総合判断をいたしまして、これに当たる

とでございますから、それぞれの個々の企業の実情に応じまして、その精粗の若干の差異はもちろんあるわけでござりますけれども、全体的に見ま

るといふことには限りませんで、一般の企業にとりまして健全な企業経営というものを進めていくためには、やはり正確な記帳、その保存といふことが非常に重要な役割りを持っているといふことがあります。

○小幡政府委員 帳簿の保存状況ということでお

ざいますけれども、これは帳簿と申しますのは、私ども税務の立場で非常に重要な意味を持つてい

るといふことには限りませんで、一般の企業にとりまして健全な企業経営というものを進めていく

ために、やはり正確な記帳、その保存といふことが非常に重要な役割りを持っているといふことがあります。

○玉置委員 おおむね良好に記帳保存されているといふふうに考へております。

○小幡政府委員 おおむね保存されている、それは大体そなだと思うのです。そうでなければいろいろな調査ができないと思いますけれども、たとえば

大企業になりますと、一つの倉庫を帳簿保管の倉庫に使つて三年以内はかなり詳しくすぐ出るよう

になっておりますけれども、それ以上たつと、と

もかく山の中へ入つて探しなければいけないといふことに大体なりますね。逆に小さいところにな

ります。

○玉置委員 非常にむずかしいと思いますけれども、一つの線を画すという意味で個人差といいま

すが、各税務署間での調整とか統一的な考え方で

するだけ同じレベルでやつていただきたい、かよ

うに思ひます。

そこで、特に法人の帳簿保管というものの、いま

は十年ですか、の保管ということになつておりま

すけれども、実際のところ、大手については年

保管をしておりますけれども、中小零細企業につ

いては経理担当さえないと、いうふうな状況の中

で、大体日々の売り上げを余り十分つかまえてな

い、ましてやそれを記帳した台帳といふものが余

り整備されてない、こういうものを果たして保管

して役に立つかということもありますけれども、逆に言えば、本当はびしと保管しなければ

いけない、そういう義務があるわけでございま

すが、その状況がますどうなつてあるか、規模別

にお教えをいただきたいと思います。

○玉置委員 おおむね良好に記帳保存されているといふふうに考へております。

○小幡政府委員 おおむね保存されている、それは大

体そなだと思うのです。そうでなければいろいろな

調査ができないと思いますけれども、たとえば

大企業になりますと、一つの倉庫を帳簿保管の倉

庫に使つて三年以内はかなり詳しくすぐ出るよう

になっておりますけれども、それ以上たつと、と

もかく山の中へ入つて探しなければいけないとい

ふことに大体なりますね。逆に小さいところにな

ります。

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十五号 昭和五十六年四月二十二日

りますと、要するに本来整備されて置かれてない、段ボールでぱんと置いてある、そういう感じになると思うのです。たださえ場所が狭い、そういうところを使つておられる、そういう方々にとって、それを保管するということが逆に大変負担になる。それと、保管というか、要するにいざというときには出してこなければいけない。それがなければいけないというその二つの負担、二つのというか、場所的なものと、責任といいますか、これから考えて、何らかの措置を考えていかなければ、いまのレベル——レベルと言うとちょっと申しわけないんですけども、本当にそういう意識が低いんです。これから見ても、非常にやりにくい状態ではないか、そういうふうに考えます。小幡政府委員 確かにいま先生おっしゃいますとおりに、帳簿書類というものを長年にわたって保存しておくということは、各企業にとって大変なことでございます。特に零細企業等にとりましては非常な負担になつておるということかと思いますので、現在大蔵省令でこの帳簿の保存年限は五年というふうに定められておるわけでございますが、今回のこの改正を機に、この帳簿書類の保存年限をどうするかということ、特に零細企業者についてどうするかというふうな問題がございまして、これにつきましては私どもの方も主税局の方といろいろ具体的な対応というものについて御相談をしておるというふうな状況でございます。

○玉置委員 税の公平を期すというよりも、まず税金に対する物の考え方というものをやはり改めていくといいますか、十分義務感として植えつける、これが大変必要だと思うのです。五十七年度新税をやらないという話が何か確定したようなことを聞いておりますけれども、ともかく税金に対する考え方というのが、何か強制的に取られて、少しでも逃れたい、そういう感じにとつておられ

る方々非常に多いんですけども、これからいる方々に多いんだから、これからのいろいろな社会的な負担ということを考えていきました。たゞさえ場所が狭い、そういうところを使つておられる、そういう方々にとって、それを保管するということが逆に大変負担になる。それと、保管というか、要するにいざというときには出してこなければいけない。それがなければいけないというその二つの負担、二つのというか、場所的なものと、責任といいますか、これから見て、何らかの措置を考えていかなければ、いまのレベル——レベルと言うとちょっと申しわけないんですけども、本当にそういう意識が低いんです。これから見ても、非常にやりにくい状態ではないか、そういうふうに考えます。

○玉置委員 はとても調査をし切れない。法人税については一割弱である。そうなりますと、あととの九割の方の中には大変悪いことをやっている方がいるかも知れない。一〇%じゃなくて、本当に六〇%ぐらい

になるかもわからないという可能性はあるわけですね。そこで、いまの税務のそれぞれの調査官の数ではとても調査をし切れない。法人税については一割弱である。そうなりますと、あととの九割の方の中には大変悪いことをやっている方がいるかも知れない。一〇%じゃなくて、本当に六〇%ぐらい

になるかもわからないという可能性はあるわけですね。

○玉置委員 はとても調査をし切れない。法人税については一割弱である。そうなりますと、あととの九割の方の中には大変悪いことをやっている方がいるかも知れない。一〇%じゃなくて、本当に六〇%ぐらい

になるかもわからないという可能性はあるわけですね。

小企業の貸し倒れ引当金の一六%増しという規定がいまございます。もう一つは中小企業の機械の特別償却と申しまして、中小企業が一件百十万元一四%を特別償却できる、こういう規定もございます。そのほか、中小企業対策という観点で、構造改善の割り増し償却でございますとか、中小企業の寄り合い店舗の特別償却でございますとか、さまざまの制度を持つておるわけでございます。

資本金一億円以下、一億から百億、百億超といふうに分けまして、会社標本調査をもとにいたしまして実際の税の負担率というものを計算いたしまして国会にお出し申し上げておるわけですけれども、それによりますと、交際費の損金不算入前で、資本金一億円以下の法人の税負担率は三五・六で、これは一億円を超える法人の三九・一とかなりの差がある。交際費制度を勘案いたしましたと三七・三%で、四一・八%の一億円超とのとの間にかなりの差がある、そういうことが実態でございます。

それで、先ほども国税庁からお答えを申し上げておりますように、記帳をはつきりし正確な財務状況を明らかにするということは、税務のためだけではなくて、むしろ会社の経営なり債権者なり株主との関係なりから法人が当然なさるべきことであると思います。そういう意味で、記帳が正確に行われ企業の業績が的確に把握されるということは、会社の経営存続していく、また個人の事業の永続を図るということのためにも必須であるというふうに思います。私ども、記帳が非常によくわかりますけれども、そういう方々は、税務のためだけということでなくて、やはり事業の円滑また永続した成績の発展を図りますためにも、記帳の面で努力をなさいますようにお願いをしたいと思いますし、国税庁も執行上そういう点機会をとらえて記帳の——まあ指導と言つたら僭

越かもしけませんが、記帳面でいろいろな指導をするというような行政を行つてもらいたいものだとうふうに思います。

○玉置委員 講習会もときどきやつておられますけれども、主にパンフレットを渡して、大体皆さんが忙しいから、もらつて帰るという程度が意外と多いみたいですね。われわれでも読んでみますと、まあ知つている者はよく理解できるのですけれども、知らない人で何かわかるかといいますと、ところどころわからないことが多いというようないい実態から見ましても、やはり具体的な話を踏まえて教えていただくということが必要だと思うのです。商売をやるからはそのくらいあたりまあ教えていただくということが必要だと思つたのですが、商売をするからにはそのくらいあたりまあ教えていただくといふうに考へるわけですから、商売をするからにはそのくらいあたりまあ教えていただくといふうに考へるわけです。

○清水政府委員 ところどころわからないことが多いという気持ちは幸いにして回復をいたしました。私は、この御本人に対しても事故の原因調査について努力をいたしますとともに、遺族に対する慰めの言葉を述べました。もう一名は、そのときは倒れたわけだと思いますが、その問題に対しましては、名古屋税関は当然でございませんが、本省の関税局におきましても事故の原因調査について努力をいたしますとともに、遺族に対する慰めの言葉を述べました。

○玉置委員 今度の二年間延長によりまして、国税職員の方々の業務量といふものも当然ふえてくるだろう。守備範囲が広くなるという面で仕事量としてどうなのか、その辺を端的に伺ひしたいと思います。

○小幡政府委員 先ほども申し上げましたが、今回の除斥期間の延長というのは、偽り、不正の行為によります税の通脱に関連するものにつきまして、これを七年に延長しようということございました。

○玉置委員 この間たまたま大阪へ行つたときにきましたては必要な安全対策面の第一段の措置を講じ、さらに今後も引き続いて必要な措置を講じてまいりたい、このように考へております。

○玉置委員 この間たまたま大阪へ行つたときに税関の方にいろいろな話を伺つたのでござりますが、私どもといつしましては、今までの危険の問題というのは主として監視、取り締まりの方において起きるわけでございます。たまたま一時俸給表のあり方についても議論をいたしましたけれども、そのときの話とか、その後にいろいろな方々に話を聞きますと、税関の職員にはかなりの危険がつきものである、総合すると大体そういうふうの危険がつきます。

○玉置委員 まだそれと違つた危険度合いがある、それもなかなか頻繁に起つて、こういうことを考えますと、やはり現在の安全管理という面も非常に重要な暴力団の人があつて、その危険がつきます。ただお伺いをしたいと思います。

○玉置委員 まず、先日名古屋港において殉職されたといふ事件があつたそうでありますけれども、その内情を御存じかどうか。

う事件があつたそうでありますけれども、その内情を御存じかどうか。

す。亡くなられたときだけ補償するということでは非常に問題ではないか、そのように思うわけですね。

ところが、聞いてみると行政職の(+)という位置づけにしか、しかといふのは変ですかね。いわゆる一般事務の方と全部同じレベルで置かれている。片方の税務職員については税務職員の俸給というか給与体系があり、そういうものが適用されることは問題になつてくると思うわけですね。一方ではいろいろな事故が起つておるということを考えますと、やはり見直しがいかなければいけない時期ではないか、このよ

うに考へるわけでございますけれども、それについてはいかがでしよう。

○玉置委員 御指摘のよう、税関の第一線の業務におきましてはかなりの危険を伴う場合もあることは否定できないところでございま

す。それからまた税関の職員の仕事は、一つは徵税でございますし、もう一つは監視、取り締まりといふことでございまして、いま申しましたその危険の問題というのは主として監視、取り締まりの方において起きるわけでございます。たまたまいま比較してお話しになりました税務職といふこととございますが、今までにも私どもの方では一時俸給表のあり方についても議論をいたしましたけれども、そのときの話とか、その後にいろいろな方々に話を聞きますと、税関の職員にはかなりの危険がつきものである、総合すると大体そういうふうの危険がつきます。

○玉置委員 現在のよう厳しい行政の環境といふふうに考へるかといふことにつきましては、これはまたこれといったとしてむずかしい問題があつうかと思います。したがいまして、いまこの席で具体的にこういう方針で検討をしたいといふうにまで申し上げるわけにはいかないわけでございますけれども、おしゃいました問題はこれはあるだ

ろうと私は思います。したがいまして、この問題は将来に向かいまして、いろいろの側面からそれから周囲の客觀情勢の動きというようなものとともに見合わせまして検討を続けていく必要があるのじゃないか、このように考えております。
しかしながら、そのことが現実に実現いたしておりません現状において、私どもとしては実質的にそうした重い仕事にできるだけの配慮を加えて

いくというようなことで、できる範囲のこと努
力をしてきているわけでございまして、そうした
考え方で今後も現実的な対応はいたしてまいりた
い、このように考えております。

樂な仕事を選ぶ、やらなくてもいい、効率が上ががらなくともいいという考え方が先に立つてしまふわけですね。そういう意味でぜひ考えてほしいですね。今まで言われていながら、また今回事故が起つて、さらに職員の方々にわれわれの仕事は危険だという考え方が行き渡つてゐるわけです。そういうときにこそ、われわれはこういう待遇をするんだからぜひ働いてほしいというようなことをお願いしたいと思うのです。これは局長が政務次官なり大臣なり事務次官なりに相談されて、そういう中で大蔵全体との比較あるいは税關という特殊な業務、そういうことについてもつと理解をしていかなければ、何で身をもつてそういう水際で食いとめているのかと、いうことが守られないわけですね。そういうことをもつと、ふだんやつてしまつてゐることに報いるということをやっていかなければいけないということで、やはり信賞必罰がなければ伸びないのでですね。それをぜひ考えていただきたい。それについて政務次官、いかがでしようか。

に、税関職員の勤務の特殊性はあると思います。また配慮しなければならない点もあると思います。その点については、いまお答えもしてきましたが、できる限りのことはしてきたと思いますけれども、いま局長も申し上げましたとおり、行財政の見直しという厳しい環境にはありますけれども、その見直しの中で、勤務の態様、給与の方、こういったことについておのずから抜本的な検討がなされるようにしていかなければなりません。それが具体的にどういう日程でなされていくか、まだそういう具体的な方針は承知しておりますが、なぜかそれとも、そういう中でめりはりのある、その特殊性を十分くんだ給与のあり方というものを検討すべきは当然でございますので、御趣旨に沿つて努力をしてまいりたいと思います。

○玉置委員 五十五分までですけれども、大体いろいろお伺いしまして、何となくわかったような、まだ十分でないような、そういう感じがいたします。なるべく進行を早めるということで終わらたいと思います。

○大原(一)委員長代理 正森成二君。

○正森委員 私の前に質問しました同僚委員が、何となくわかつたような気がすると言つて終わられましたので、その後で、わからぬ点があるから質問するというのもいかがなものかと思うわけですが、党が違い、議員が違うですから、しばらく質問をさせていただきたいと思います。

それで、国税の脱税等に係る事犯について賦課権の除斥期間を延長しろ、それに伴つて徵收権の消滅時効も延長しろというのは、ロッキー事件あるいはダグラス、グラマン事件等が起こりましたから広範な国民の世論になりましたことは御承知のことあります。しかし、これについての改正がなかなか行われなかつたのが、今回ようやく出でたわけですが、ただ、私どもとしては、当時私もロッキー委員会等におきましたが、五億円賄賂をもらうとか、あるいは初めに五億円ありきとかいうような人物に対する適正な課税が時効等のために行われないというのが非常に遺憾で

に、税関職員の勤務の特殊性はあると思います。また配慮しなければならない点もあると思います。その点については、いまお答えもしてきましたが、できる限りのことはしてきましたと想いますけれども、いま局長も申し上げましたとおり、行政の見直しという厳しい環境にはありますけれども、その見直しの中で、勤務の態様、給与の方、こういったことについておのずから抜本的な検討がなされるようにしていかなければなりません。それが具体的にどういう日程でなされていくか、まだそういう具体的な方針は承知しておりますが、なぜかは、そういう中でめりはりのある、その特殊性を十分くんだ給与のあり方というものを検討すべきは当然でございますので、御意見に沿つて努力をしてまいりたいと思います。

○玉置委員 五十五分までですけれども、大体いろいろお伺いしまして、何となくわかったような、まだ十分でないような、そういう感じがいたします。なるべく進行を早めるとということで終わらざるを得ません。

○大原(一)委員長代理 正森成二君。

○正森委員 私の前に質問しました同僚委員が、何となくわかったような気がすると言つて終わらざるを得ません。

あるというものが出来たのであります。きわめてわずかな税額についてたてまえから言えば非違があるというような庶民を、何十万、何百万と除斥期間を延長して追及するというのが国民の大半の世論ではなかつたようと考えるわけであります。

そういう意味から言いまして、たとえば除斥期間を延長するにしましても、一定額以上の、たとえば二千万なら二千万とか、三千万なら三千万以上の単年度脱税額があつた者について除斥期間を思い切つて延長するというようなお考えはございませんか。

○高橋(元)政府委員 脱税、つまり隠りその他不正の行為によって税の負担を免れるといいますことは、国民一般の税の負担の公平、そういう法益を侵害することだと思います。裏返して申しますと、脱税をしておられる方が免れた税額だけちゃんと納めておられる方の税額がふえるということになるかもしれません。そういうのが税の負担公平という法益でございますから、脱税の額とか態様によってそこに制裁の区別を設けるまたは除斥期間の延長によりまして追及していくことの区別を設ける、これはなかなかむずかしいと思うでございます。

〔大原(一)委員長代理退席、委員長着席〕

一定金額以下の脱税を追及しないとか、悪質さの程度について法律上評価を設ける、こう申しましても、金額が大きいからまたは脱税の態様が非常に知能的だからそれで可罰性がより強くなるかといふような国民の方々、皆様方の御了解がすぐ得られるような客観的な基準と申しますか物的な基準というのはなかなかできないと思います。そこは現実に偽りその他不正の行為それからそれによって免れました税額というものの総合判断をして国税庁が執行を行い、また必要がもし仮にあります場合には司法当局の判断にまつといふようなおバイ・ケースに判断をしていくというのが現在の法制度では一番いいのではなかろうか。いずれにし

○正森委員 それに関連しまして、午前中にたしか佐藤委員が、先ほどは玉置委員もお触れになりましたが、今度の改正によりまして、結局、帳簿書類の保存期間を七年に延長しなければならないのじやないか。それが大変な負担になるというのではありませんで、いまの御心配のようなことは起り得ないのではないかということを私どもも期待しておりますわけであります。

そこで、報道機関によりますと、自民党の財政部会、小泉純一郎部会長ということになっておるようであります。二月の二十三日に、「一、中小企業者の過重な負担にならないように保存すべき書類の範囲を狭める」「二、法施行までの間にその範囲を定める」とことを決定した。こういうふうように言っておられるようあります。「それは赤旗に出ていたのか」と呼ぶ者ありいやいや、これは「税のしるべ」という新聞であります。小泉委員に証人に出ていただくのが一番いいのかも知れませんが、そういうわけにもまいりません。各委員にもある程度の答弁がございまして、これは将来規則その他でお決めになるようなことですから答えていくとは思いますけれども、同じくこの報道によりますと、保存を要しない書類の範囲それから中小企業者の範囲などの細部を決めるということになつておりますて「現金出納帳など帳簿以外の送り状、領収書などの書類について、中小企業者にはその範囲を狭めることで決着したものである。」こう書いてあるのですね。だから自民党内、与党内では少なくともそれは決着をして、その上でこの法案が出てきたと思うのですが、それについて大蔵当局はどういう見解を持つておりますか。

ない帳簿書類というのは三つのカテゴリーに分けで決められております。

第一は、仕訳帳、経勘定元帳、資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引に関する作成されたその他の帳簿、いわゆる帳簿でございます。

二番目が決算書類でございまして、たな卸表、

貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理または決算に関する作成された書類、決算書類でございます。これからは午前中も佐藤委員からお尋ねがございましたが、青色申告者が六年目、七年目に自己の税額の正当性を證明なさる場合また税務署がほかの証拠をもってそれが正当でないということを立証いたします場合に必須のものであるというふうには思います。

第三のカテゴリーは、取引に関する相手方から受け取った注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類でその写しのあるものはその写し、こうなっております。これはいわゆる証憑でございまして、取引証憑、帳簿といふものが相互に関連を持って、そこで初めて正確であるかどうかチェックができるわけでございますけれども、午前中の御質問でもただいまのお尋ねでも、書類または帳簿の保存について、比較的規模の小さい業種の方々に過重の負担をかけることのないよう

にというお示しでございます。私どもとしてもその点は大変よくわかりますので、いま国税庁と相談をしておりまして、第三のカテゴリーの中いかなるものが省略可能であるのか、そういうことを詰めまして、別途、先ほど申し上げました所得税法、法人税法に基づきます省令の改正をもつて、これは昭和六十一年からということになるのですが、六年目、七年目が参りましたときにさらに御保存を願うということにいたしたいと考えております。

○正森委員 大蔵省当局もいろいろ考えておられるようですが、この保存義務というのとは特に中小業者に、何も悪いことをしてない者まであります。

保存しなければならないということになるわけですから、大きな支障のないような範囲を定めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

次に政務次官がおられますので、伺いたいと思

います。

今回の改正は世論にこたえたものであるとはいえない。徴税権力を強化するものであることは間違いないですね。徴税権力を強化して、税金を免れてはいかぬぞ、税金はたくさん納めろ、納めなければ悪質な者は七年前にさかのぼって取り立てるというのも結構ですけれども、同時に税体系を国民にとつて納得のいくものに変えて、あえて不正、偽りをしてまで脱税しようとは思わない、国民の義務であるから納めるべき税金は潔く納める——潔くというのもおかしいけれども、きちんと納め

るという気持ちを持たせることが政治の要諦だと思ふのです。そういう意味から言いますと、今までの除斥期間の七年がやがてくる昭和六十三年くらいまでも課税最低限が変わらないという状況が続くとすれば、これはどうしても何とかお目にかかるが、それをやらせないあるいはやらなくていいようにするのがやはり為政者たる者の心がけだと思ふのですが、政務次官の御見解を承りたいと思

います。

他いろいろ変わることでございますから、そのときのときの税制のあり方というものは、そのままに對応するものでなければならない。したがって、現在は我が国の所得税の課税最低限は国際的にまだ高い水準にあるとか、あるいはも

し仮に考へるとしても、今後歳出面において制度改正を含めた思い切った経費節減の見通し、めどが立つというようなこと、あるいは歳入の面において、税体系全体の抜本的な見直しについて国民の合意ができていくというようなこと、あるいはこれを通じて特例公債脱却のめどが明白に立つなど、現在政治の最大の課題になり、また国民

経済生活上も重要な課題になつてゐるところの財政再建というものがはつきり見通しが立つような状況とあわせて、将来それは税制全体のあり方の問題として考へていく問題だと思います。

○正森委員 非常に優等生としての政務次官の答弁であります。いまおっしゃったことは、もちろん大蔵大臣も何原則とか言われたことで、政務次官としてはそういう御答弁になるよりしようがないと思いますが、私としてはそういう御答弁と一緒に、心構えとしてはいやしくも国民が不正、偽りの申告などをしようと思わないような税体系を考えていくのが政治家の要諦であるとは思うといふことを一言言つていただければ、これは優等生以上のりっぱな政治家、百点を差し上げると思つたのですが、これは望蜀の念であつたかもわかりません。

それでは次に移させていただきます。

あるいは意見を表示しましたは処置を要求した事項等々、大きく分けて二つか三つ例示してございまが、これについて簡単で結構ですから、何件で何億円、その意味はどうかということを御説明願いたいと思います。

○三原会計検査院 説明員 お答えいたします。

昭和五十四年度決算検査報告で指摘いたしました件数、金額でございますが、不当事項が五百七件、指摘いたしました金額が二百三十億一千四百万円、それから、会計検査院法第三十四条または第三十六条の規定によりまして改善の意見を表示しましたは処置を要求した事項、これが合計で九件、金額をいたしまして四千百五十二億九千万円、それから本院の指摘に基づいて当局におきまして改善の処置を講じた事項十三件、一千三百四十二億六千百万円でございまして、以上合計いたしますと七百十九件、指摘いたしました金額は五千七百二十五億六千六百万円になるわけでございます。ただし、このうち三件、金額で五千三百八十九億三千百万円につきましては、その金額がそつくりむだ遣いあるのは国損額、こういうことは言えないのでございますので、これを控除いたしますと百七十六件、三百三十六億四千五百万円といふものがむだ遣いあるいは国損額ということになるとなるわけでございます。

〔委員長退席、山崎(武)委員長代理着席〕 「山崎(武)委員長代理退席、委員長着席」 徴税権を強化するだけでなしに、やはり政府としては姿勢を正して、現在でも取れるところからは取る、むだ遣いをしてはならないところはむだ遣いをしない、こういう両面で経費を節約しあるは入るべきものをふやすということは非常に必要だと思うのです。

○正森委員 いま会計検査院から指摘がございましたように、むだ遣いあるいは国損と言えるものが百七十六件、三百三十六億四千五百万円ということで、この調査率は何%ですか。

点についての会計検査院の御見解はいかがですか。

○三原会計検査院説明員　お答えいたします。

先生御指摘のとおり施行率がふえますとこれに比例しまして指摘した金額がふえるということはないと思いますが、それ相応の指摘の件数、金額の増加、これは期待してよろしいのではないか、かのように考えております。

○正森委員　もう一点だけ。いまあなたがいわゆるむだ遣い、もしくは国損額とは言えないというものが三件ある。しかもその三件の金額が五千億円をどうも超えておるようですが、たとえば会計検査院法第三十四条による指摘を受けた二件、四千百十五億円があるようですね。この中身を説明してください。

○三原会計検査院説明員　お答えいたしました。

会計検査院法三十四条の規定によりまして指摘しましたうち、「二件につきましては先生御指摘のとおりむだ遣いと言えないもの四千百十五億円に關するものでございます。これは実は補助事業の実施あるいは経理の適正化につきまして会計検査院が処置の要求をしたもので、それに係る金額でございます。具体的に申し上げますと、補助事業が年度内に完了していないという場合にもかかわらず、予算の繰り越し手続をとることなく、あたかも年度内に完了したような形で処理を行いまして、国庫補助金の全額の交付を受けている、こ

ういう事態が依然として多数発生している状況にかんがみまして、会計検査院では昨年当局により強い指導監督を求める処置要求をいたしたわけでございますが、その交付を受けた補助金の額が四千百十五億円でございまして、これはいずれ完成すれば交付される金額である、こういう意味で直ちに国損額とは言えないのではないかというふうに考えた次第でございます。

○正森委員　もう一件の千二百七十四億円はどういう性質のお金ですか。

○三原会計検査院説明員　もう一件は会計検査院の指摘に基づきまして当局におきまして改善の措

置を講じた事項に係る金額でございます。これは、國の所有する物品につきましては毎年増減及

び現在額につきまして各省庁の長から大蔵大臣に報告がなされまして、大蔵大臣が全省庁分を取りまとめまして内閣から國会へ報告される、こういうことになつておるわけですが、その五十三年度分につきまして合計千二百七十四億二千五百円の記載誤りがあつた、こういうことを指摘したものでございまして、これもやはり国損額そのものは言えないのではないかというふうに考

えておる次第でございます。

○正森委員　どこの省庁が一番多いのですか。

○三原会計検査院説明員　お答えいたします。

防衛庁の物品の現在額について指摘したものでございます。

○正森委員　全額防衛庁ですね。

○三原会計検査院説明員　さようございます。

○正森委員　いま会計検査院からお答えがありま

したように、こういうように財政が非常に厳しい

中でむだ遣い、もしくは国損と思われるものが

八%の実地調査で三百三十六億、全部がそうでは

ないけれども、会計検査上注意を要するものでひ

いては国損につながるもの、たとえば補助金を工

事が行われないうちに先にもらつてしまつたとい

つても、そのことによつて結局利子相当分は地方

自治体がもうかるわけですし、逆に言えば國が損

をするわけです。だから、ばかにならない額であ

りますが、そういうことが行われていいのです。

ですから、政務次官にも申し上げたいのですが、

これは各省庁にまたがつてることで決して大蔵

だけの責任ではありませんけれども、やはり査定

をするのは大蔵でございますし、以後の査定に當

たつてはそういうことをしてかした省庁に対しても

は厳しく目配りをするということで特に主計局で

ござりますが、その交付を受けた補助金の額が四

千百十五億円でございまして、これはいずれ完成

すれば交付される金額である、こういう意味で直

ちに国損額とは言えないのではないかというふう

に考えた次第でございます。

○正森委員　もう一件の千二百七十四億円はどう

いう性質のお金ですか。

○三原会計検査院説明員　もう一件は会計検査院の指摘に基づきまして当局におきまして改善の措

項、これらにつきましては関係の職員、熟読玩味をいたしまして、かつまた年に二回会計検査院と私ども担当官との間でいろいろ意見なり情報の交換の機会等を持ちまして検査院との間の意思の疎通を図りながら、予算の編成に当たつて十二分にこれを反映させていくよう努力しているわけでござりますが、財政再建が重要な課題になつておりますときだけになお一層努力していかなければならぬ、かように考えております。

○正森委員　次に、公正取引委員会、来ていただけおりませんか。——では公正取引委員会に伺います。

公正取引委員会が出しております五十四年度の年次報告を見ますと、独禁法三条に言う不正当な取引だとかあるいは不公正な取引方法というので公正取引委員会が事件として取り上げたのがたくさん報告されているわけですね。それで、この中で正取引委員会が事件として取り上げたのがたくさん報告されていますね。それで、この中で一定の要件ござりますもの、独占禁止法七条の一でしたか、課徴金という制度がございますね。課徴金を取らなければならないという事になるほど不当な取引限界等々があつたケースは五十四年では何件で、課徴金としてはどれだけ取ったのですか。

○鈴木説明員　お答えいたします。

五十四年度におきまして独禁法七条の二に基づく課徴金対象カルテル事件数は五件でございまして、百三十四件に対し総額十五億七千七百七十四万円の課徴金納付を命じました。なお五十五年度は対象カルテル十二件でございまして、二百三名に対し十三億三千百十一万円の課徴金納付を命じました。

○正森委員　そのうちの一つに石川島播磨重工業

外三十六名、官公庁発注の水門工事の入札について受注予定者を決定しておつた。つまり談合です

てこれを決しておつた。つまり談合です

ね。これは一定の会話をつくつたのですかね。そし

てそこで相談して入札者を決めておつた。水門で

すからウォーターゲート事件というふうに騒がれ

てこれだけで八億何がしの課徴金をあなたの方から

言えば取つておるわけですね。

それでお伺いしたいと思うのですが、この課徴金という制度は昭和五十二年の独禁法の改正に基づいてつくられた制度で、これは民間同士の取引で一方の側が不当な独禁法違反の事実をやつている場合にも、国が、いわば公の秩序に反する、国に対する一定の金を払えということで取り立てるわけですね。それとは別に、そういう独禁法違反の事実を相手方が行つたために不当な損害を受けた被害者がおりますね。たとえば工事を注文した先、そういう人はたしか独禁法の二十五条で通過されませんが、財政再建が重要な課題になつておりますときだけになお一層努力していかなければなりません、かように考えております。

○正森委員　次に、公正取引委員会、来ていただけおりませんか。——では公正取引委員会に伺います。

先、そういう人はたしか独禁法の二十五条で通過されませんが、財政再建が重要な課題になつておりますときだけになお一層努力していかなければなりません、かのように考えております。

○小倉説明員　お答えいたします。そのとおりでござります。

○正森委員　そうしますと、官公庁の工事について談合して、そして國に一定の損害を加えた場合には、その行為が独禁法違反の事実であれば、独禁法七条の二等で課徴金を國が取ることは当然として、同時に國は工事の発注者としてそういう談合なかりせばもと安く工事を請け負わすことができるかもしれないのに、不當に高い価格で結局落札してしまつたということになれば、國は一定の金額の被害を受けているわけですね。ですから一方では独禁法上の課徴金を取りながら、他方では当事者に對して無過失損害賠償責任を追及して、そしてある場合には裁判、ある場合には呼びつけて話ををして、そして一定の妥当な金額に下げさせれる、その差額を國庫に返させるというのは当然のことだと思うのです。会計検査院なり各省庁は、あるいは公正取引委員会でもいいです、こういう損害賠償請求をやらせておりますか。

○正森委員　いま、私の独禁法上の解釈として

は、國といえども二十五条の被害者として無過失損害賠償請求ができるということは公正取引委員会が認めたわけですね。ところが一方では、私が指

摘した数々の不当事項がある、あるいは公取は談合の責任ではありませんけれども、やはり査定はお願いしたいと思うのですが、いかがですか。

○吉野(良)政府委員　ただいま正森先生から御指摘がありましたとおり、私どもは從来からもそうですがあります。会計検査院の方から毎年御指摘をいたしておりますが、会計検査院の方でおきまして改善の措

合等のそういう事実があつて損害を与えていた、國としては全部が裁判などする必要はないと思うのですね、強大な権能を持つがれた石川島播磨重工業というようなわが國のトップクラスの企業が三十幾つも集まつたところで、課徴金を八億幾ら取られておる。それくらいですから、國に対しても落札するところをやつたに違ひないです。ところが、私が非常に遺憾に思いますのは、公正取引委員会は公正取引委員会で、課徴金だけ取れればそれは終わりだ、会計検査院は不当事項だと言つて指摘をすればそれで終わりだ、國の方はそれに対してこういうぐあいに改善しましたといふ、一応ここに書類が出ておりますが、こういう国会に対する説明書というのを出せばそれで終わらうだといふことで、せっかく自分自身がつくった法律の中に無過失損害賠償を追求できるといふ規定があるのに、それを活用して國民がこうもつた損害を賠償しようとしている。こういうことは、実際に國の立場から見てあるいは國民の立場から見て放置できない問題だと思うのですね。國は、おまけに、次の工事をだれに発注するかということについても、そなのはもう参加させないといふとだつて言えますしね。

物の本によりますと、ケネディが大統領に就任

したときに、鉄鋼関係の労働争議を解決しようと呼んで協力を求めたのですね。ところが協力しなかつた。そしてケネディは烈火のごとく怒つて、以後協力しなかつた鉄鋼会社には國の発注をしない、こう言つたら、たつた一日でアメリカの大独占鉄鋼資本が全部降服したのです。そのかわりそなへんと撃たれたといふ説もありますから、なかなか勇氣の要ることではありますけれども、しかし、日本でも「男子の本懐」というような本も出でおりますし、本懐であるといふ人が自民党の中にも一人や二人はあるだろう、あるいは大蔵委員長もそうかも知らぬ、こう思ひますと私は、やはり規定がある以上そういうような法律

の規定を活用して、國としては全部が裁判などする必要はないと思うのですね、強大な権能を持つておるのですから。だから、法律上はこうなつておる、そしてこういうように値下げをして残額は国庫に返せといふような、そういう事後処理をもつともと十分にやる必要があると思いますが、いかがでしようか。

○総務委員長 ちょっと待ってください。

その前に、正森さん、委員長を名指してそういうことを言つてもらつては困りますね。私にも疑惑があるようと思われますから。取り消してください。

○正森委員 いや、私が言いましたのは、委員長

がそれほどの、男子の本懐と思われるほどの決意を持つたりつぱな政治家であるということで、ほめたつもりなんですよ。

○総務委員長 そうですか。わかりました。

○正森委員 それは速記録を調べていただけば一

遍にわかることです。私はもう非常に敬意を表し

たのです。

○総務委員長 吉野主計局次長。

○吉野(良)政府委員 ただいま手元に関係法令を

持ち合わせておりませんので、あるいは的確なお

答えにはならないかとも思いますが、まず一般的に申し上げますと、國が主張し得べき債権、つまり法令上國が主張し得るものにつきましては、當

然のことながら会計法なりあるいは予決令なりの規定に従いまして請求すべきものは請求を

するという仕組みになつてございまますので、一般

的に申しますならば、軽々しく國の正当な権利を

一方的に放棄するというようなことはあり得ない

のではないかというふうに考えております。

それからもう一点の、たとえば好ましからざる

事績のあつた者はたとえば入札の際に排除しては

どうかというようなお話をございましたが、これ

もたしか予決令等におきまして、入札の参加資格

者につきましてかなり厳しい要件が付してござい

まして、その中にはやはり、その参加しようとする者の過去の実績等が反映されるような仕組みに

の規定を活用して、國としては全部が裁判などする必要はないと思うのですね、強大な権能を持つておるのですから。だから、法律上はこうなつておる、そしてこういうように値下げをして残額は国庫に返せといふような、そういう事後処理をもつともと十分にやる必要があると思いますが、いかがでしようか。

○正森委員 主計局次長が筋の通つたお話をございますけれども、私は、そのお話を大蔵省全体が

心にとめられて、特に希望するのは、公正取引委員会と会計検査院と各省庁と大蔵省がばらばらに

いますけれども、やるのじなしに、どこかでそういう不当な、あるいはむだ遣いとかそういうのが見つかれば、総

合的にそれをなくしあるいは国庫に返戻させるという措置をとるために連絡プレーをとつていただ

きたいということを切に希望しておきたいと思

ます。

次に、こういうように、いま答弁を聞きますと

いい答弁もなさるわけですが、他方、これは三月二十二日の日経でございますが、「企業のなれ合

い「談合金」税務上、交際費扱いに」という、こ

ういう大きな記事が出ているのですね。

これを見ますと、いままさにここで公正取引委員会や会計検査院がけしからぬとこう言うた、談

合してそして落札を高くするというものについ

て、どうやら国税庁は、その談合金は「税務上、企業売り上げに直結した「必要支出」と解釈でき

る」として、交際費扱いを明確にしたもの。」こう書いてあるのですね。

これは普通、企業は余り公にはできないから、

使途不明金ということで、そして、談合金は出

しでござります。ということは、法人の所得計算

においてこれが企業の支出として認められるとい

うふうなものにつきましては、この行為がいかゆ

る反社会的行為であるかどうかということは法人

取法上の課徴金、こういうものは損金には算入し

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○小幡政府委員 ただいまの談合金の問題でござ

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○正森委員 ただいまの談合金の問題でござ

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○正森委員 ただいまの談合金の問題でござ

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○正森委員 ただいまの談合金の問題でござ

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○正森委員 ただいまの談合金の問題でござ

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○正森委員 ただいまの談合金の問題でござ

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○正森委員 ただいまの談合金の問題でござ

いませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の

計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは

業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企

業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、とい

うよう限度を設けて、全部は利益とみなさない、こういうことになつておるんでしょう。それ

はどういうぐあいにするつもりですか。これは国

税庁ですか。

○正森委員 ただいまの談合金の問題でございませんけれども、先生御案内のように、法人税法におきましては、法人がその法人税の所得金額の計算上特に損金に算入しないものというものを三十八条で明らかにしておるわけでございますが、これによりますと、罰金でありますとかあるいは業売り上げに直結した必要支出でございました。これは、二年以下の懲役です。その談合金を、企業売り上げに直結した必要支出と解釈できる、それがで交際費で扱う、だから一定の範囲までは損金で落とす、範囲を超えて、九〇%ですか、といふふうなものにつきましては、この行為がいかゆる反社会的行為であるかどうかということは法人

の関係でこれが企業の支出として認められるとい

うふうなものにつきましては、この行為がいかゆる反社会的行為であるかどうかということは法人

の関係でこれが企業の支出として認められるとい

うふうるものにつきましては、この行為がいかゆる反社会的行為であるかどうかということは法人

の関係でこれが企業の支出として認められるとい

うふうるものにつきましては、この

います。それは実際問題としてはほとんどそういうものであらうかと思いますが、たまたま法人税の基本通達の改正を昨年やつておったわけですが、いますけれども、その中に交際費というものはどういうものが入るか入らないかということを一つ分類してまいりますと、たとえばいま申しましたようなものは交際費という定義の中に入らしても入ってくるということで、こういうものは交際費の中に入るということを書いてあるということでおざいまして、実際問題といいたしましては恐らく談合金というものは企業の実際の経理では使途不明金として通常は処理されるということであろうかと思いますが、考え方といいたしましてはただいま申し上げましたようなことにならざるを得ない、こういうことでござります。

○正森委員 それはとんでもない話ですね。私が

幾らそうですかと言つて引き下がろうと思つたつて、後ろの議員さんがそんなばかりなことがあります。

か、こう言つて応援してくださいますから、私と

しても、はいそうでござりますか、そんなことは

言えないです。談合金なんというものは犯罪の

手段として使われる金ですよ。それを当事者側が

使途不明金だと言つてくれれば格別、税務署の方で

見つければこれは交際費だと言うのでしよう。そ

んなばなことがあります。本人が使途不明金

だということで四二%税金を払いますと言うて出

てきておるのに、いやいやこれは談合金やろう、

それならあなたの交際費で落ちるじゃないか、税法

は國の道徳や刑法と関係がないんだ、そんなばか

なことがありますか。法律というのは最低の道徳

です。その法律の中で、しかもこれほど財政再

建が言わぬ、國民は課税最低限が四年も上がらない、國に高い金で落札をして、しこたまもうけ

るのであります。そういうことをやつておいてその経

費は、税務署の方は交際費だから落としてあげま

すよ、こう言う。そんなことを國会の大蔵委員会

で言われて、もう恥ずかしくて、増税法案よう通

したなどいうようなものですよ。「[本]當だ、そのとおり」と呼ぶ者あり) 本當ですよ。
ですから、もし法人税の何とかという通達か何

か知らぬが、課徵金やら罰金は損金で落とせない

と書いてあるがそれ以外は書いてない、それを根

拠にするならば、それは明らかに憲法体系やら法

律よりも省内の規則やら何やらを上に置く、とん

でもない考えです。ですからこれは即刻改正しな

ければともこの秋の行政改革国会なんか乗り切

れないですよ。ほかの人が乗り切れると言われて

も、私と後ろで応援してくださった方は絶対にそ

れは済ますわけにはいかない。本當ですよ。です

から渡辺大蔵大臣がおられればこれは御見解を承

らなければいかぬのですけれども、政務次官とい

うのはやはり大臣にかわつて政治家としての良識

ある判断をなさる立場にある方ですから、ここは

ひとつ大政務次官としての御決意を承りたいと思

います。

○保岡政府委員 いま部長の方からお答えしたところ、現在の法律制度では税法上の特段の定めがある場合に限つてそのような取り扱いをするといふことは明文を置いて法律で例外措置をとっているわけです。したがつて税法上必要経費というものをどう出すかという場合に、先ほど申し上げたような原則があるわけですか、この法律そのものを曲げて解釈するわけにはいかないだらうと思いますが、しかしながら正森先生おっしゃる果たしてそういうことでいいのかといふ点の御指摘はもつともの点がありますので、よく検討をさせていただきたいと思います。

○正森委員 それではそういう御答弁がありまし

たからこれ以上はお伺いしないことにします。内

部でよく検討されることを期待いたします。

次に、つり合いのとれた税執行を行うための要

員の問題について伺いたいと思います。

昭和三十年度ぐらいと比べて申告所得税の納税

者数あるいは法人数、源泉徴収義務者数等々は飛

躍的に指数としてふえておると思いますが、おお

よそどのぐらいふえているかお答えください。

○川崎政府委員 昭和二十年、三十年に比べます

と二倍、三倍ということになつておりますが、こ

の十年で見ますと一・四倍とか一・六倍といふこ

とになります。

○正森委員 そこで、それに対する税務の執行に

当たる職員はどのくらいふえておりますか。

○川崎政府委員 おおむね横ばいで〇・三%程度

ふえておると思います。

○正森委員 行政改革を行わなければならぬ時

代ですから、扱わなければならぬ事件数に比例

して人員をふやすことはなかなか困難で、

内部の仕事の合理化だとかあるいは機械の導入

等々ができるだけ賄つていかなければならぬと

いうふうにわれわれも思ひますし、日夜そのため

に国税当局は努力されているというように思いま

すけれども、しかしそれにも一定の限度があると

思ひます。全国税の労働組合が国会に陳情して

おりますところによりますと、これは税執行上非

常に人員が少ないために問題が起つてゐる、そ

れを解消するためには最低六千人程度の人員増が

必要である、こう言つております。特にその中で

私が関心を持ちましたのは、国税局は税務行

政の四本柱として調査、指導、相談、広報、こう

掲げている。しかしその中でやはり一番重要な

ことは内部での納税者に対する指導や相談、広報、そ

れから内部の調査の一環としての内部事務の強化

ですね、資料等整備して効率よく税務行政ができる

ためのそういう準備が非常に必要であるといふ

ように主張しているようですが、これについての

国税局当局の御意見を承りたいと思います。

○川崎政府委員 御承知のように納税者の数がふ

えておりますが、職員が余りふえていない。

そこで私もとしましてはできるだけ内部事務を圧縮

して外部事務に振り向けるという努力をやってま

いたわけであります。その結果、調査要員は内

部的には若干増加しておりますが、内部事務に從

事する職員数は減つておりますが、内部事務自体

も非常に窮屈な状況になつておることは十分承知

をしております。そのため機械化ですか

ります。

○正森委員 使途不明金等についてまだお伺いし

たいことがございましたが、ちょうど時間のよう

でござりますので終わらせていただきます。

○正森委員 次回は、来る二十四日金曜日午前

十時二十分理事会、午前十時三十分委員会を開会

することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十三分散会